

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|---|-----|----------|
| 厚生常任委員会会議録 | | | |
| 日 時 | 平成16年12月15日(水) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 散 会 | 午後 5時53分 |
| 場 所 | 第 1 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 北野委員長、成田副委員長、若見・大畠・吹田・斎藤(博)・ 中畑・高橋 各委員 | | |
| 説明員 | 市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、若見委員、斎藤博行委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

「特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する経過措置について」

(福祉)介護保険課長

特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する経過措置について報告いたします。

平成12年4月に介護保険制度が施行された際、施行以前から特別養護老人ホームに入所していました、いわゆる旧措置入所者の方につきましては、1点目として要介護等認定において、要支援又は非該当と認定された場合であっても、平成17年3月までの5年間、引き続き特別養護老人ホームに入所することができる経過措置が設けられております。

2点目としまして、利用者負担額が大きく上昇することや負担能力等を考慮しまして、平成12年4月以前の負担額より負担額が大きくなるように、給付率の引上げによる利用者負担の減免と、食事の特定標準負担額の減額による自己負担額の軽減が、平成17年3月までの5年間、経過措置として講じられたところであります。

1点目の平成17年3月で経過措置が終了します要支援又は非該当である旧措置入所者につきましては、平成12年4月では望海荘に10人、やすらぎ荘に4人、はるに4人、市外の施設に3人の合計21人の該当者がおりましたことから、受入れ施設として生活支援ハウスはるの整備を行ったところでありますが、本年12月現在、死亡や要介護状態が1以上と重くなったことにより、要支援又は非該当である旧措置入所者はゼロ人となっております。

2点目の自己負担額の軽減措置につきましては、平成12年4月には望海荘に146人、やすらぎ荘に98人、はるに81人、市外の施設に28人の合計353人の旧措置入所者がおりましたが、死亡等により年々減少してきており、本年12月現在、望海荘に49人、やすらぎ荘に43人、はるに39人、市外の施設に10人で、合計141人となっております。

国におきましては、この経過措置中の旧措置入所者につきましては、全国的にも依然として多いことや、平成17年10月以降、施設入所者に対する居住費、食費の見直しが行われる予定であること等を考慮し、この旧措置入所者に対する17年3月までの経過措置を延長し、17年4月から9月までの間は、これまでの経過措置を延長する予定であると伺っております。なお、現時点では、まだ国からの正式通知がないため、詳細については把握できておりませんが、平成17年9月までの経過措置延長期間が終了した場合には、自己負担額が増額となる方が生じることが予想されますので、特別養護老人ホームをはじめ、保護課などの関係機関とじゅうぶんな連携をとりながら、社会福祉法人による利用者負担額の減免措置や生活保護の申請に、法の適用など、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

委員長

「新市立病院基本構想の精査・検討結果について」

(総務)市立病院新築準備室八木主幹

新市立病院基本構想の精査・検討結果について報告いたします。

新市立病院の建設に向けまして、規模・機能、施設設備等について基本構想の精査・検討を行うため、小樽病院と第二病院の院長、副院長などで構成する両病院院長・副院長会議を平成15年12月に設置し、本年の10月までに16回にわたり会議を開催いたしました。その結果につきましては、10月に報告書としてまとめましたので、その概要について報告いたします。

初めに、2ページから5ページにかけて、「国の医療政策の動向と新市立病院の在り方」「地域医療の動

向と新市立病院の医療需要」「地域医療における新市立病院の役割」について述べておりますが、基本構想の趣旨と変わっておりませんので、省略させていただきます。

次に、6ページの「精査検討した項目とその内容について」であります。「1規模」のうち、病床数につきましては、基本構想において現在の両病院の病床数890床をほぼ半減し、493床としたものであり、その病床数とした場合、内科では18日、外科系で5日から10日の在院日数の短縮が図られなければ、必要とされる病床の確保は不可能と考えられます。このことから、開院時に、基本構想の493床をさらに削減することは困難であるとしております。

また、7ページでは、精神科病床数108床について、高齢化による身体合併症患者の増加など、今後、総合病院における精神科としての需要がますます高まると考えられることや、開院時まで長期入院患者を転床させるには相当な困難を伴うことから、病床数は削減しても100床までが限界であるとしております。オープン病床につきましては、医師会の医療福祉関連問題検討委員会から、病棟として設置してほしいとの要望がありましたが、病床数全体を半減している中で、現状のように病棟として確保することは困難であります。しかし、病診連携の推進方法や運営方法の検討などを含め、基本設計の段階まで引き続き検討していくとしております。

次に、8ページの「施設規模」についてであります。基本構想におきましては、1床当たり床面積76平方メートルをめどとし、精神科デイケアを含めた総面積を3万9,357.9平方メートルとしておりましたが、最近の新築病院建設の事例等を参考に再度検討を行い、その結果、同規模病院の1床当たりの床面積のほぼ平均値に当たる71平方メートルをめどとし、総面積を約3万5,000平方メートルに縮小することといたしました。なお、各部門別の面積につきましては、今後、基本設計の段階で再調整を行うこととしております。

次に、9ページの「2機能」について。初めに、「診療科目」についてであります。現在の両病院の機能を維持することが地域医療にとって必要であるとし、その上で市民にもわかりやすいよう、両病院の院内標ぼう診療科を院外にも標ぼうすることとしました。さらに、基本構想にうたわれている新設診療科の必要性について、改めて検討を行い、形成外科、リハビリテーション科については基本構想どおり新設することとしております。新設診療科のうち、歯科口腔外科につきましては、市内に入院施設を持った歯科口腔外科がないため、小樽市歯科医師会から、設置についての強い要望が出されておりますが、確実な患者需要の見通しが立たない状況であること、また、他市の状況から見ても、不採算部門となる可能性が高いなどの理由により、今後も歯科医師会の協力を得ながら、採算性を考慮した診療体制の在り方などについて、具体的な検討を行うこととしております。

次に、11ページの「救急医療体制」についてであります。救急医療体制の整備充実が市立病院新築検討懇話会の提言にもあり、最も市民要望の強い事項であり、新市立病院への期待も大きいと考えております。そのため、1次救急において医師会等の協力を得ながら、その機能を担っていく必要があるとして、医師会の医療福祉関連問題検討委員会と協議を行ってきたところであります。報告書では、小樽市案を基本とし、医師会の協力を得ながら、新市立病院の救急医療体制の整備充実を図るとしてありますが、実施に当たっては課題もあることから、今後も医師会などとの協議を継続し、さらに検討を重ねていきたいと考えております。

次に、12ページの「3施設設備及び附属施設等」についてであります。医療機器につきましては、現病院からの移設を可能な限り増やし、また、機器選定や購入方法の検討を行うことなどにより、開院当初の機器導入費用を基本構想の金額から3割以上削減するとしております。医療情報システムにつきましては、最近ではシステムの価格自体がかなり低下し、実際の導入までにはまだ数年の期間がありますので、当初の金額から大幅な縮減が可能としております。高等看護学院につきましては、存続すべきものと考えますが、看護師養成については4年制大学へ移行する流れがあり、その動向をじゅうぶんに見極めなければならないと考えています。そのため、高等看護学院は新病院には併設せず、看護教育の可能な未使用施設の利用を検討していくこととしております。

次に、13ページの「4医療連携について」であります。新市立病院が急性期病院として地域医療連携を推進するためには、紹介率、逆紹介率の向上を図るとともに、適切な退院計画の作成、退院に向けた情報提供や調整など

により、退院後の療養生活の確保や社会復帰の支援を行うことが必要となります。そのためには、医療施設と相互の協力が不可欠であり、どのような医療連携が可能であるか、今後、医師会及び公的病院などと検討を重ねていかなければならないものと考えております。

次に、14ページの「要員体制」についてであります。新たな救急医療体制の実施に必要な人員配置及び外部委託の可能性等を含め、部門・職種別職員配置計画（案）の見直しを行い、図表2にまとめてございます。今後は、部門ごとに詳細な運営システムを構築していくことになるため、それに合わせたより適正な職員配置を検討していかなければならないと考えております。

事業計画費につきましては、図表3にまとめてございます。解体、移転経費を含めた当初の事業計画費の合計額は、262億8,636万4,000円でしたが、精査・検討後では193億9,063万8,000円となり、縮減額は約68億9,500万円となりました。なお、基本構想では、工事単価を平方メートル当たり40万円と想定し、事業費の試算を行いましたが、最近新築された道内の市立病院の事例等を参考に、工事単価を平方メートル当たり37万円としております。

以上の検討結果に基づき、図表4から図表6まで、事業費財源見込み、市債計画と償還計画、医業収支予測をそれぞれ修正して添付してございます。

なお、図表5につきましては、最近の状況に合わせ、利率を上段は2.5パーセント、下段は0.6パーセントで計算してございますけれども、2枚目の備考欄におきまして、利率の記載が従前の基本構想のまま、上段が0.9パーセント、下段が0.2パーセントになってございましたので、修正をよろしく願いいたします。

また、新病院開院後の病院事業会計としての収支予測であります財政計画につきましては、今後、財政部と調整を図るとともに、国や北海道との協議を進め、一定の見通しがついた段階でお示しいたします。

最後に、図表7として、小樽市医師会医療福祉関連問題検討委員会の意見と小樽市の考え方を載せてございます。この精査・検討に当たりまして、今年4月から9月までの間、同検討委員会と4回にわたり協議を行い、ご意見をいただくとともに、ご提言として提出されてございますので、その内容と小樽市としての考え方について整理したものでございます。

委員長

「家庭ごみ減量化・有料化説明会の開催状況について」

（環境）間瀬主幹

環境部より、家庭ごみ減量化・有料化説明会の開催状況について、お手元の配布資料に基づきまして報告いたします。

最初に、説明会の開催期間であります。平成16年10月12日から平成16年12月14日までの開催でありました。開催数は191か所、開催の内訳といたしましては、町会、自治会等による開催が186か所、その他の団体の開催が5か所でございます。このほかに既に6団体ほど開催の要望があり、今後、200か所を超える開催になるものと思われます。また、要望があれば、随時開催していくことといたしております。

次に、参加者数でございますが、8,816人でございます。

説明会での説明内容につきましては、これまでの経緯、減量目標、手数料収入の用途、指定ごみ袋、ごみ処理券についての使用方法等、収集回数、収集日の変更、市民サービスの向上、不法投棄対策と資源物の分け方、出し方、そして3Rについてということで、ごみを出さない三つの工夫について6班に分けて説明いたしてございます。

次に、主な質問事項について報告いたします。質問事項といたしましては、ごみの出し方、資源物の分け方に質問が集中しておりました。この幾つかを報告いたします。なお、市としての対応の部分につきましては、記載どおりでございますので、読み上げを省略させていただきます。最初に、質問事項、有料化制度について、2、3にありますとおり、指定ごみ袋、ごみ処理券の使い方に関する質問がございました。

次に、2ページに参りまして、ごみ出し方法といたしましては、8、9、枝をまとめて出す場合のごみ出し方法、

生ごみをごみ出しする方法等の質問が多く出てございました。次に、ボランティア清掃ごみにつきましては、16、17にありますとおり、ボランティア袋の入手方法、また、使用方法についての質問がございました。次に、市民サービスについての質問でございますが、20、ふれあい収集の申込み、これらについての質問が多くございました。次に、資源物についてであります。23、集団資源回収の影響など。25、カップめんなど、食べた後の色が落ちにくい等出し方についての質問。28、12分別だと家庭で場所をとるのでは。

次に、4ページに参りまして、助成についてであります。32、ごみネット助成は個人も対象となりますか等の質問が多く寄せられたものでございます。

次に、主な意見・要望について報告いたします。意見・要望につきましては、ごみステーション、ごみ収集に関する意見・要望が多かったものであります。意見・要望のごみステーションについてであります。3、ごみの収集時間を早くしてほしい。5、ワンルームマンションなどの住民のごみ出しマナーが悪い。6、他地域から車で来て、ごみを投げ捨てていく人がいるので、取り締まってほしい等ございました。次に、ボランティア清掃については、9、公道の落ち葉を清掃したごみはボランティア清掃の対象となるのか。啓発につきましては、13、細かい分別は高齢者にはわかりにくいので、わかりやすい説明書を作成してほしい。資源物につきましては、15、可燃ごみを埋め立てていて、資源化や減量化の推進はないと思うというご意見がございました。資源物、16、市が収集した資源物の売却収入の公表について。

次、6ページに参ります。資源物、17にございますが、レジ袋を資源物を出すときに使えるのかどうか。次に、事業者についてのご意見でございます。20、事業者にもごみ減量に協力するよう指導すべきである。次に、手数料につきましては、26、ごみ処理に係る歳出が多くなれば手数料を上げるのか、逆に歳出が少なくなれば下げるのか。次に、収集につきましては、29、独居老人の個別のごみ収集をお願いしたい。同じく31、個別収集の実施。それから、周知につきましては、35、若い人や学生にごみ出しルールを周知してほしい。処理券につきましては、37、ごみ処理券も手ざわりで判別できるようにしてほしい。助成につきましては、39、電動生ごみ処理機への助成。

そして、8ページでございますが、助成につきましては、41、幼児などの紙おむつを捨てるのに指定ごみ袋などの助成をしてほしい。最後に、不法投棄でございますが、不法投棄や不適正排出を取り締まってほしいという、これらご意見・ご要望があったものでございます。

これら質問事項、ご意見・ご要望等につきましては、今後、市の広報おたる、ホームページ等にて、市民に紹介してまいりたいと思います。

なお、追加でございますが、指定ごみ袋、ごみ処理券の取扱店について、この席をかりまして報告をいたします。11月12日、13日、14日の3日間で、取扱店募集についての説明会を開催いたしました。11月末申込みとなっておりまして、資格要件といたしましては、販売員が常駐すること、市税、市民税、固定資産税を滞納していないこと、これらの資格要件をクリアし、現在のところ取扱軒数は234軒となっております。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

平成16年9月22日開催の厚生常任委員会以降の北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

初めに、北しりべし廃棄物処理広域連合議会についてであります。北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会が10月25日に開催され、ごみ焼却施設の発電に伴うボイラー・タービン主任技術者の任用と前年度剰余金を関係市町村へ還付するための一般会計補正予算、平成15年度一般会計歳入歳出決算、ボイラー・タービン主任技術者等嘱託員の報酬額及び費用弁償等について定めるほか、所要の改正を行うための北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員、その他非常勤職員等の報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例及び北しりべし廃棄物処理広域連合議

会議員、その他非常勤職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案が議案として提出され、可決、認定されました。

次に、静岡市の灰溶融炉の事故関係についてであります。9月14日に日立造船から北しりべし廃棄物処理広域連合に対して報告書の提出がありました。その概要であります。炉外の調査結果としては、溶融されたスラグ及びメタルが炉内に滞留する部分のうち、中心から溶融物の出さい口に向かって左右30度の部分と炉底の溶損が大きく、側壁の上部、天部分については溶損が少ないとのことであります。また、事故原因であります。設計上の構造及び材質に関しては、耐火レンガにかえてプレキャストブロックを使用したこととその位置が適切でなかったこと、耐火物及び外部鉄皮適正温度をはかる温度センサーの位置が適切でなかったこと、運転管理に関しては耐火物の溶損が進んでいることを示す警報に対応し、直ちに炉を停止して炉内の状況を確認しなかったこと、事故前の停止時における炉内の点検調査がふじゅうぶんであったこと、溶融温度が通常より高く、1,600度を超えて運転していたことなどを主な原因としております。

改善策としましては、耐火物の設置位置、耐火物の材質変更と厚み、温度センサーの位置と数の変更などを行うとしております。また、報告書の内容説明を受け、北しりべし廃棄物処理広域連合としては14項目の追加質問を行っており、項目としては、事故前に発生したトラブルの原因とその改善策、設置者に対する運転状況報告義務、事故対応マニュアルの不備、引渡し直後に事故があった理由、工期への影響、耐火物の材質の変更理由、炉底の溶損原因と形状の検討、温度センサーのメンテナンス、破孔箇所数などでございます。

それぞれに回答は示されましたが、日立造船といたしましては耐火物の選定、温度計設置位置、運転管理などの改善内容を踏まえ、北しりべし廃棄物処理広域連合の灰溶融炉の設計に細心の注意を払うとしており、北しりべし廃棄物処理広域連合としては今回の事故の教訓が北しりべし廃棄物処理広域連合の灰溶融炉にどう生かされるかが重要であるとしております。北しりべし廃棄物処理広域連合としましては、今後、灰溶融炉室の設備配置、灰溶融炉の構造、耐火物の材質、前処理工程機器の種類と配置、外壁冷却方法、点検調査、補修などのメンテナンス性、運転管理マニュアルと運転教育、事故対応マニュアルなどについて、具体的な提案を受けた段階で、提案内容の提示などについて全国都市清掃会議及び日本環境衛生センターと検討していきたいとしております。

また、静岡市は復旧工事を終え、今月10日から試運転を行っており、北しりべし廃棄物処理広域連合としてはその運転状況を確認しながら、日立造船と実施設計の協議に入るとのことでございます。

委員長

それでは、続きまして今定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第3号小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案について」

「議案第32号不動産等の譲与について」

(福祉)子育て支援課長

議案第3号小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案、関連いたしまして議案第32号不動産等の譲与についての両議案をあわせて説明いたします。

両議案は、現在、社会福祉法人小樽四ツ葉学園に管理・運営委託しております小樽市中央保育所を民設民営の認可保育所として同法人に運営させるため、提出したものであります。

議案第3号児童福祉施設条例の一部改正は、第2条の別表及び第5条第1項の中央保育所に関する条項を削除し、あわせて所要の改正を行うものであります。

また、議案第32号不動産等の譲与は、中央保育所の建物及び保育所で使用しているピアノ、遊具など69品目を同法人に譲与するためのものであります。

なお、条例施行日は平成17年4月1日としており、両議案議決後、保護者説明会、補助金に係る北海道との協議、法人との財産譲与契約など、年度内に所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

委員長

「議案第4号小樽市交通災害共済条例を廃止する条例案について」

(市民)生活安全課長

議案第4号小樽市交通災害共済条例を廃止する条例案について説明いたします。

昭和40年代当初、我が国では経済の急成長に伴う交通事故の急増が社会問題化し、国を挙げてその対策が進められました。そうした中で、小樽市では昭和43年4月、交通事故による被害者又はその遺族を経済的な面において救済、援助するため、本事業を発足、発展させ、これを運営してまいりました。本事業発足当時は、民間の損害保険は法の規制などもあり、まだ未成熟であったことから、市民要望にじゅうぶんこたえられる内容ではなかったわけですが、近年になり、社会状況の変化とともに、民間の損害保険もその種類、内容について充実、発展を遂げております。さらに、平成8年には保険業法の全面改正が行われ、損害保険業をめぐる大幅な規制緩和、自由化が促進されたことにより、民間保険は幅広い市民要望にこたえられる状況になってきており、本事業と同様の低廉な掛金による保険を見出すこともできるようになってきました。本事業の加入者は、ピーク時の昭和59年度には、加入率38パーセントで6万7,000人が加入していましたが、民間保険の普及に伴い、その後減少が続き、平成15年度では、加入率20.6パーセント、約3万人と、ピーク時に比べほぼ半減となり、本事業を取り巻く状況から、今後も加入者の減少は続くものと推察されます。以上のことから、発足当初から今日まで、一定の役割を果たしてきた本事業も近年になり、これにかわるべき民間保険の受皿がじゅうぶんに整備され、行政が積極的な役割を果たす意味と必要性が相対的に低下していることから、行政としての交通災害共済保険事業運営については、発足当初の使命を終え、廃止することが適当と判断したものです。

委員長

「議案第5号小樽市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案について」

(保健所)生活衛生課長

議案第5号小樽市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

クリーニング業法及び同法施行規則が改正され、平成16年10月1日から施行されました。これにより、利用者の利益の擁護のため、苦情の申出先の明示が義務づけられ、同法施行規則でそれにかかわる事項が条文に追加されました。また、クリーニングの無店舗取次店開設の届出について、新たに同法施行規則に規定されました。これら追加改正により、小樽市クリーニング業法施行条例での引用条項が改定されたため、この一部改正条例案を提出するものです。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

若見委員

ごみ減量化・有料化での減免制度について

まず初めに、ごみ減量化・有料化説明会における市民の反応についてですが、先ほど報告を受けまして、代表質問や一般質問においても答弁いただいているところですが、私も会場に行きましたけれども、大方の声としては、これからの分別方法に対する質問が目立って、多分別になることへの不安が見え隠れしたように思います。一方で、少数意見ではありましたが、減免制度を設けないことに対して再検討の余地はないのかという声もあったように思いますが、そこで質問したいと思います。

生活保護世帯や母子世帯も大変な状況になっておりますし、これらを含めて減免制度の検討の余地はないのかと

いう点について、率直にお答え願います。

(環境) 間淵主幹

ただいまの減免制度の検討についてでございますが、幾つか分けてお答えをしたいと思います。

最初に、生活保護世帯への減免に対する考え方でございます。生活保護世帯に対する減免につきましては、いろいろなご意見もあることは事実でございます。そういう中で、私どもといたしましては、一つには減量が目的でありまして、市民の皆様が減量化に取り組み、そして減量化の努力いかんによって、費用負担、手数料が決まるという、この公平負担の原則を重視してまいりたいというのがございます。二つ目には、今後の私どもの方策の中に、収集資源物におきまして、収集品目の拡大ですとか、また、指定ごみ袋におきましては5リットルから40リットルまでの5種類をつくることにより、一人一人の減量努力によって負担が少なくなる。私どもの試算では、1人平均月200円前後と考えてございますけれども、これらが分別の徹底、また、ごみとなるものをなるべく買わないよう、そのような減量努力によって、さらに手数料の負担が少なくなるのではないかと、そのようなことを考えてございまして、現時点では減免については考えていないものではありません。ただし、今後、国の三位一体の改革の中で、将来、生活保護世帯への保護費の在り方、また、今後の景気の動向等を見る中では、市長答弁にもありましたとおり、今後の推移を見ていくことでは考えているところでございます。

次に、今回の説明会で要望が多かった減免といいますが、費用の負担軽減についてでございますが、これは乳幼児などを抱える家庭での紙おむつを排出する際の指定ごみ袋に対する助成、これらのご意見・ご要望が多かったものであります。これらにつきましては、現実、量として出るものでございますし、また、切実な生活の中でのごみの問題となることでもありますので、私どもといたしましては、今後いろいろな調査をしながらこれらについては検討すべきものと考えてございます。

若見委員

今、資源物拡大をして、5リットルから10リットルの袋の種類をたくさん持っているということの話もありましたけれども、実際、今、母子家庭の方などは母親が病院にかかるとう医療費もかかる。そんな中で、ストーブもろくにたけなくて、たくさん服を着て、子どもたちに服を着せて、毛布にくるまりながら生活をしている、そういう人たちの生活の場を私は見ております。そういうことを考えて、減免制度の検討の余地というのは、少しでも希望の持てるように今後検討していただいたいなというふうに思うのです。

それから、紙おむつについての話もありましたけれども、今、私も子どもを育てておりますが、1日に10枚ぐらい紙おむつを使います。そして、保育所から紙おむつを持って帰ってくると、紙おむつの5個、6個とありまして、全部で15個ぐらい使うことになります。そうしまして、掛け算をしていきますと、1か月にだいたい300個ぐらいの紙おむつの量が排出されることになるのですけれども、それは大きなパックの紙おむつの入れ物にしてみたら、二、三パックになるのです。本当に多い排せつのもの、子どもを育てる上でとても大事なもので、切り離すことができないものでありまして、どのように調査されていくのかはわかりませんが、このあたりは聞き取り調査をするということですか。

(環境) 間淵主幹

今回の説明会の終了した時点でありましたが、乳幼児を抱えるお母様方が何名か残りまして、その中でいろいろなご意見もございました。そういう中では、例えばある方は、だいたい6枚ほどおむつを使うと1日10リットルの袋がおむつ代としてかかるとすれば月600円で、年間でいけば五、六千円かかるという、そういう一つの具体的な数字をもって私どもに示してくださった方もございます。こういう面では、私どもが今後の検討する中には、現実どれぐらいのごみ袋が必要なのか、まずその辺の負担となるこの量、また、金額等につきまして、福祉部とも連携をとりながら調査を進めてまいりたいと思っております。

若見委員

ぜひ、その辺、充実した調査をお願いするところです。

ごみ袋の無料配布について

そして、関連しますけれども、一度ごみ袋を無料配布して、市民が自分の家庭ではどのくらいのごみ袋が妥当なのかというようなことを配慮して、無料配布するという話が説明会の中でもありましたけれども、一度というのではなくて、数か月の単位で試行期間を設けた方がいいと思うのですけれども、このあたりでの見解はいかがでしょうか。

(環境)間淵主幹

この試行期間という問題でございますが、まず私どもが今回、試行ごみ袋を配布するに至った経緯でございますが、今年の6月、7月、8月のまだ有料化の実施が決定していない段階での市民の皆様からご意見をいただく懇談会の中におきまして、有料化になった場合に、我が家の家庭のごみをどの袋で出せばいいのかという、そういうときの目安となるものを配布していただきたいという、そういうご要望がありまして、今回の試行ごみ袋、私どもの一つの考え方といたしましては、各家庭で実際に減量を進めること的前提におきまして、残されたごみについて、どのごみ袋を使っていいのかということの目安として配ることでの試行ごみ袋というふうにしてございます。それで、3月から指定ごみ袋を買わなければなりませんので、2月に配布するわけでございますが、そして試行ごみ袋は4月になりましたら、それは一緒にごみとしてごみを入れて出してもいいということで説明してございます。そういう趣旨で考えているところでございますが、この試行期間というものにつきましては、確かに何か月か設けた方がいい等々、いろいろなご意見、やり方等もございまして、どちらにしろ私どもは最終的には周知・啓発ということが市の方の責任としては大事なことでないかということで、私どもが周知・啓発にしっかりと力を入れることで、この試行袋をまず配ることについては、そういう意味ではそれは目安として配るものであり、実際の4月からの実施がうまくいくかどうかにつきましては、私どもは説明会、また今後のいろいろな資料又は分別ハンドブック等々、いろいろな形で周知・啓発を図って、4月からの実施に臨みたいと、このように思いまして、試行期間というものは特に設けないで来たところでございます。

若見委員

お年寄りなどは特にそうですけれども、分別に戸惑うのではないかなと思うのです。他都市では何年もかけて多分別化してきていることから見ても、小樽市のやり方というのは、市民に一気に負担をかけることにならないのか、実施を目前にして、やはりその不安がぬぐい去れないのですけれども、他都市から見た例というところからの視点として考えたときに、この問題はどのように考えますか。

(環境)廃棄物対策課長

分別が多くなるということのご質問でございますけれども、現在、4分別でございます。それが12分別になるとということで、私どもやはり市民の方々の負担と申しますか、その辺に非常に重たい部分というものは正直感じております。しかし、リサイクルをするためには、材料別に市民の方に排出していただき、それを収集処理をすることが一番ベストな方法であるというふうに思っております。また、来年4月の有料化を契機にいたしまして、資源物の品目を拡大し、無料で収集するということで、市民の方々の環境問題や、そしてごみに対する意識が高まるということの中では、適正に分別される、分別に対して協力していただけるのではないかとということで、市としてはその辺を期待しております。

若見委員

ぜひ、その市民の意識啓発というところに関しても、いっそう力を入れてやっていただきたいなというふうに思います。

保育所の運動会について

次に、保育所行事に関して尋ねますが、運動会は試しということで、土曜日に行われたのですけれども、発表会は平日に行われました。この点で、土曜日に行われた点の総括と今後の方針について、お答え願います。

(福祉)子育て支援課長

今年度、公立7保育所におきまして、運動会を土曜日に実施をいたしました。六つについては春に、一つは秋に行いました。例年の比較で見ますと、一般的に保護者の方はもちろんなのですけれども、例えばおじいちゃん、おばあちゃんですとか、それから近所に住んでいるその保育所を卒園した子ども、小学生になった子どもですとか、そういった子どもも土曜日だったということも含めて運動会の方に参加しておりました。どの保育所も、例年に比べて多くの方が見られていたのですけれども、保育所によっては1人ずつ数えているわけではないのですけれども、2倍近くの保護者の方々、近所の方々が出たのではないかなというふうに思っています。学校と違まして、翌日休みとかということにはできないものですから、それぞれ保育所の対応は時間外あるいは代休をとるといって、そういった形で対応したわけなのですけれども、何とか他の日の保育にも支障なくできたというふうに思っております。その意味では、前段申し上げましたとおり、地域の方々もご参加いただいたということも含めて、次年度以降も運動会の土曜日開催を進めていきたいというふうに思っております。

若見委員

前進した回答をいただいて、たいへんうれしく思います。

重度身体障害者の医療制度について

次に、重度身体障害者の医療制度の改悪等についてなのですけれども、今これが行われているわけなのですけれども、実際重い病気を抱えて、医療費がかさんで大変な生活を強いられている方もこの小樽市にたくさんいます。私が実際に聞いた話では、1か月に1万2,000円の負担増となったという話も聞いております。厚生労働省の調査では、サラリーマンが1か月当たりに負担できる医療費は5,000円が限界という数字が出ておまして、この点からいっても重い負担になっているのではないかなというふうに思います。自治体の努力で医療費の助成をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(福祉)高齢・福祉医療課長

重度障害者の方の医療助成制度の部分でございますけれども、現在、市民税課税世帯の場合に、1割負担を導入させていただきまして、外来では1か月自己負担上限額1万2,000円ということをお願いしておりますけれども、3歳未満とか市民税非課税世帯、そういった方たちについては、初診時のみの一部負担ということで、軽減等に配慮してございますし、あと特に医療費が相当かさむと思われる人工透析の方につきましては、例えば更生医療とか長期特定疾病等、いろいろな公費負担等もございます。そういった部分での制度もございまして、何とか現行制度を継続していきたいということでご理解をお願いしたいと考えてございます。

若見委員

北海道の障害者制度改悪後も、独自の施策で負担軽減を図っている自治体は、74自治体に上るといって道の調査がございまして、1割負担を導入していない自治体は、旭川市など32自治体に及び、1割負担の2分の1を助成しているのは、町村になりますけれども、女満別町などで30自治体、札幌市の1医療機関当たり月限度額3,000円など、これは10の自治体が独自の施策で負担軽減に努めているのですが、どうして小樽市でこのような取組ができないのか、聞きたいと思っております。

(福祉)高齢・福祉医療課長

今、他都市の状況をご紹介いただきましたけれども、旭川市につきましては、現行ではまだ導入していないという状況で聞いてございます。それから、札幌市につきましては、1医療機関は3,000円ということでございますけれども、当然今病院にかかって、薬局等々へ行きますと、6,000円ぐらいかかります。あと複数でかかりますと、やはり1万2,000円ということ、確かに1医療機関ですと3,000円で済みますけれども、やはり複数ということを考え

ると1万2,000円という状況でございます。あと10万人以上の都市で、旭川市、札幌市以外は、基本的には小樽市と同じような1割の上限1万2,000円という制度内容になってございますので、そういったことから、何とか他都市同様に、そういった形でやっていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

若見委員

これは、ここであれこれ言っても押し問答になるので、重度身体障害を持たれる方々と協働して、いろいろな運動をしていかなければならない課題として受け止めました。

障害者タクシー利用助成事業について

次に、障害者の生活と健康を守る小樽連絡協議会より、小樽市に対して幾つかの要望書が出されました。11月19日に回答が出されて、ここで最も切実な願いである障害者タクシー利用助成事業、福祉ハイヤー助成事業において、ハイヤー券とガソリン券を選択できる制度にしてほしいという点について尋ねたいと思っております。

この制度に関して、実は札幌市に電話をかけて聞いてみたのですがけれども、札幌市では北海道の雪道を考慮に入れて、既に選択制を導入しているということでした。今回、小樽市からの回答の中には、障害者本人が使用しているかどうか確認ができないという理由が掲げられております。しかし、札幌市では障害者の立場に立ち、家族の利用も認められているということでした。小樽市でこの立場に立てないのはどうしてか、まず最初に率直に聞かせてください。

(福祉)地域福祉課長

障害者タクシー券をガソリン購入券としても使えないかというご質問ですけれども、私どもも確かに札幌市に尋ねまして、選択できる制度にしているということを確認しております。小樽市でもできないかということで、札幌市のやり方も聞きまして、市内ガソリンスタンドの組合であります小樽地方石油業協同組合に相談いたしました。この組合は、市内にはガソリンスタンドが41店舗ありますけれども、このうち33店舗がこの組合に加入しております。この組合に尋ねたといいますのは、利用者がどこのガソリンスタンドを使うのかは指定できませんので、その請求行為を組合にさせていただきたいと。札幌市もそういう形でやっているものですから、小樽市でも一本にまとめて小樽市に請求していただきたいということをお願いしましたら、この組合ではリストラといいますか、事務員の削減をしまして、現在1名しかいないということで、そういった気持ちはわかるのですが、事務的にとても対応できないということで、お断りされました。そういうことで、委員がおっしゃいましたように、本人を確認できないということも2次的、3次的にはございますけれども、一番の理由として事務的に対応できないということで、現状では難しいということでした。

若見委員

今の回答を聞きまして、そうしましたら組合の体制上、新規の受入れが困難ということであろうと思うのですが、今後もその辺で交渉を続けて、軽自動車税の減免制度があって、これは障害者本人又は生計を同じくする家族に適用していることから、本人だけという考え方に固執することはないのではないかとこのように思いますので、このタクシー券、福祉ハイヤーの券とガソリン券の選択制度というものは、粘り強く小樽市としても検討してほしいなというふうに思います。

陳情第54号について

次に、陳情第54号中央バス札幌線(桂岡経由)の復活方について尋ねたいと思っております。

中央バスは、12月1日からの冬ダイヤで、国道5号を走る札幌線桂岡経由を廃止して、桂岡を発着とした小樽・桂岡線と札幌・桂岡線の2路線に変更したもののなのですが、バスの時刻表を取り寄せてみたのですが、乗り継ぎ時間が最大でおよそ1時間近くあるのです。利用される方は本当に不便きわまりない話で、早急にもとのダイヤに戻すように求める陳情なのですが、そこで尋ねますが、小樽市には、この改正について何らかの申入れがあったかどうか、初めに尋ねます。

(市民)総合サービスセンター所長

中央バスから市に対して、何らかの申出というお尋ねでございます。8月に中央バスの小樽事業部から、この桂岡線の採算性について、現状、毎年5,000万円以上の赤字になっているということの説明と、それから利用客の現状、これは桂岡をまたいで札幌 - 小樽間に乗車する利用客が非常に少ないと、こういった話がございまして、中央バスではこの路線の廃止の問題なども議論されたというふうに伺っておりますけれども、こういったことを含めまして、12月のダイヤ改正に合わせまして、この路線を現状小樽 - 札幌1本であったものを、桂岡で分けて札幌・桂岡線、それから、小樽・桂岡線という形に変更したい旨を私どもに説明がありました。

若見委員

これをゆっくり考えてみたのですけれども、これまで銭函 - 小樽間の料金は470円だったものが、この改正になって130円上がって600円となりました。それから、お年寄りについては、ふれあいパスを利用されるときには、銭函から桂岡までに100円、乗換えして桂岡から小樽まで、また100円ということで、ふれあいパスを使う方は200円になるのです。倍の負担になります。それから、バスの本数も今まで13便だったものが8便に減少するというようになって、本当に生活、市民の足を直撃するものだなというふうに感じているところなのですけれども、この辺について小樽市でこれから中央バス等に申入れするような方針というものは、考えがあれば示してください。

(市民)総合サービスセンター所長

市といたしましては、市民の足という重要な公共交通機関でございますので、中央バスの営業的には非常に厳しいということもありませんけれども、現状のダイヤのまま運行していただきたい旨の願いはしたところでございます。ただ、中央バスの企業活動ということもございまして、市としては認めることでないという立場にはならないわけでございますけれども、今回のこの議会議論も含めまして、できる限り中央バスには今後とも営業努力をしてほしい、こういったことを伝えてまいりたいと考えてございます。

若見委員

わかりました。

それでは、次の問題に移りたいと思います。

国民健康保険事業の今後の取組について

市民の健康にかかわって尋ねます。とても大きな考え方になってしまうのですが、国民健康保険被保険者に対して行われてきたヘルスチェックというものがあるのですが、これは国のお金で取り組まれてきており、例年平均50パーセント、約半数の回答を受けており、市民の関心の高いものであったのですが、平成12年度から5年間の取組ということで、いよいよ廃止されます。小樽市の国保事業で、何か特別に今後取り組む予定があるか、聞かせてください。

(市民)保険年金課長

ただいまの国保のヘルスチェック事業についてでございますけれども、この事業につきましては、平成12年度から5年間の補助メニューということで、特別調整交付金という国の助成を受けて実施をしております、助成期間が16年度で終わるということで、終了になります。16年度の方も約530万円の補助メニューがつきまして、2,256人の国保加入者を対象に健康診査を実施したのですけれども、1,177人から回答をいただきまして、回答率52パーセントということです。また、過去5年間の平均の回答率も51.5パーセントとなっております、委員のおっしゃるとおり、国保加入者の健康への関心の高さというものは確かに反映したのではないかなと思います。

また、17年度以降の新たな事業についての取組の予定でございますけれども、現在、国の方では17年度以降の国保の保健事業に対する助成方針、これは大きく見直すという方針が伝わっております。生活習慣病などの1次予防に重点を置いた、そういった内容に全面的に見直すと。内容はまだ私どもに具体的に示されておりませんので、それが示された段階で、その中で私どもが新たに取り組めるものがあれば、また検討していきたいと考えております。

17年度につきましては、これまでの事業を継続していきたいと、このように考えております。

若見委員

「健康日本21」について

私もそれでは今後の推移というものを見守っていきたいというふうに思います。ますます小樽市一丸となった健康支援活動が重視されると考えているところですが、私はせんだって「健康という病」という本を読みました。検診を受ければ高い確率で有所見が出るということで、とりわけ高齢者の場合は、何らかの検査をすれば8割から9割が有所見が出るであろうということなのです。検診の果たす役割は、単に病気を見つけるものだけではなくて、今や健診は2次予防であって、1次予防といえるのは健康づくりというものが大切だというふうに解釈したところなのです。そして、世界の大きな流れに乗って、健康づくりを進めようとしたものが「健康日本21」であろうかと思いますが、ここで尋ねたいと思います。これは、次回の委員会に向けてのヒントとして尋ねたいと思うのですが、「健康日本21」に述べてきている住民第一、そして情報提供と選択、それを支える環境整備にかかわって、市の取組、しくみづくりがどうなっているのか、総論的ですが示してください。

(保健所)健康増進課長

総論的なことで答えさせていただきますけれども、国の「健康日本21」を基にいたしまして、小樽市においても、昨年、「健康おたる21」を策定いたしまして、健康づくりにおいて情報提供や協力を依頼しているところでございます。その主な内容でございますが、栄養、運動、休養など、8分野を領域といたしまして構成しているわけですが、市民、それから地域社会、それから行政などと連携をとりながら、健康づくりに取り組んでいるところでございます。

若見委員

長野県佐久市は有名な話ですけれども、寝たきりも少なく、長生きできるまちであると。ここは生涯学習が最も盛んなところと承知しております。そして、また、地域医療を実践する医師や看護師、それぞれが保健師とケースカンファレンスをしているというふうに聞いているのですけれども、このような取組をもし小樽市でされていたら、事例を含めて示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保健所)藤井主幹

小樽市は非常に高齢化が進んでおりまして、今は26.3パーセントという状況でございます。健康づくりが非常に重要だということはわかっております。健康づくりに関しては、健康教室等がかかわっておりますけれども、小樽市保健所においては、例えばまちかど出前講座で栄養だとか健康などに関しての話しをしたり、それから中高齢者の自立と社会参加という目的で平成15年度から始めましたおたる健康総合大学ということで進めてございます。それから、ケースカンファレンスに関してですけれども、定例で設定はしておりませんが、非常にいろいろな問題を抱えたケースの方がいらっしゃると思いますので、適時主治医だとか、訪問看護ステーションの看護師等々を含めまして、連絡だとか調整を図っているところでございます。

若見委員

保健所から出されている資料等々を見ますと、小樽市民の塩分の摂取量も年々低下してきているというか、非常にいい状態を栄養面でも保ってきているのは、これはやはり保健所のそういう啓もう活動のおかげなのかなというふうに思うのですけれども、ぜひ、今話がありましたけれども、このような取組のところを本当に強化してほしいなというふうに思うのです。住民と協働すること、仕事をしながら住民と一緒にさまざまなアクションをとって、同時に強化を繰り返して、学んだことをまとめて情報発信すること、これができるのは現場で働く者の本当に強みだと思うのです。いつかも提案しましたけれども、保健師だよりの充実を求めますが、考え、あるいは到達状況をお知らせください。

(保健所) 藤井主幹

まず、保健師だよりについてでございますけれども、平成10年につくりまして、15年の11月に一度見直しをかけておりますけれども、タイトルは「健康づくりのパートナー、お元気ですか、保健師です」ということで、保健師活動を住民の方に知っていただきたいと思ひまして、健康相談所でもって使わせていただいているのと、それから平成13年度からですけれども、介護保険の認定の自立となった方の結果通知の中に入れていただいている状況でございます。そのチラシの継続もそうですけれども、平成15年度からまちかど健康相談室というのを開催いたしております。この場面では、医師だとか保健師だとか、チームを組んで住民の生活の場の近くに出向きまして、相談に対応するとともに保健活動の情報を提供しているところでございます。

若見委員

私もこの仕事についていろいろな面から勉強させていただいたのですけれども、ただ単にさわやか運河健診の受診者数を引き上げるとか、どうするとかこうするというものだけではなくて、もっともっと実践的なこれらの取組の力が増していくように求めて、私からの質問を終わらせていただきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

吹田委員

フィブリノゲン製剤について

まず、保健所の方に質問なのですが、フィブリノゲン製剤の関係で、先日も質問したのですけれども、報道されたから最初は、初期行動がされたのかなと思っております、保健所へ現在までの問い合わせ件数であるとか、また、それにかかわっての受診者がいるかどうか、また、それに実際にC型肝炎のり患者がいたのかどうかという問題につきまして、その辺のところを聞きたいと思ひます。

(保健所) 健康増進課長

報道発表をしましてから、保健所の方で相談窓口を設けたわけでございますが、昨日までの相談件数は108件ということで、受け付けて対応しているところでございますが、その相談内容については、主に肝炎検査についての問い合わせ、また、その製剤が使われているかどうかといったような問い合わせがほとんどでありまして、それぞれの病院で受診されているかどうかというのは、個人個人で問い合わせさせていただきたいということで回答しているような状況でございます。患者がいたかどうかということは、こちらの方では確認はしておりません。

吹田委員

小樽市民の健康の基本的な状況を把握するのは、私は保健所だと考えていますけれども、このものにかかわって、確かに108件のこういう問い合わせがありました。関係の病院に行ってくださいと。いいのですけれども、その方々のフォロー的な部分、結果的にはどちらかのところで、情報をきちんと把握しておくということが大事ではないかと思うのですけれども、その辺、そういう関係病院とそういうつながりといいますか、そういうものは何かのルートがあるのでしょうか。

(保健所) 江原主幹

C型肝炎につきましては、A型肝炎、E型肝炎を除きます肝炎ということで、感染症法5類の感染症といたしまして届出義務がございます。ですから、C型肝炎の発症ということにおきましては、感染症法上の報告義務が保健所に対して医療機関でございます。それから、C型肝炎発症かどうかということなのですが、全国的に見て、約150万人のC型肝炎患者がいるというふうに類推されております。ですから、小樽市の15万人弱の人口のうち、約1,500人弱がC型肝炎キャリアであるという可能性はあります。実際に、全国で30万人が血液製剤、フィブリノゲン投与を受けて、約1万人が患者だったと、C型肝炎に罹患したということでございますので、人口割で考えますと、

小樽市では約300の方がフィブリノゲンを投与されて、10人ぐらいの方がC型肝炎を発症したというようなことが類推されます。と申しますと、1,500分の10という数が、C型肝炎のフィブリノゲンに關与する数というふうに類推されますので、C型肝炎の患者というのは1,500人程度たぶんいるだろうと思うのですが、直接フィブリノゲンに關与する方はそのうちの1パーセント弱というふうに考えられます。

保健所長

補足します。吹田委員のご質問は、今回のフィブリノゲン製剤に關連して、現在、電話をいただいた市民の方に關してどうなのかだと思うのですが、今回、フィブリノゲン投与を受けた患者が皆さんC型肝炎になったというわけではなくて、そういった患者が病院に受診して、検査の上で病院側でこれはC型肝炎なのか、そうでないかというのは判断があるのですけれども、ですからC型肝炎の診断という部分が病院でなされなければならない。ですから、今回の対象となった患者のうちのどれぐらいがそういう患者であったというのはわからないのですけれども、いったん病院で診断された上では、病院の方でそれはフォローされるという、そういった経過になっています。

吹田委員

参考までなのですが、この関係では恐らく20年ぐらいたっているということは、万が一C型肝炎になりましたら、もう相当進んでいることがある、問題が起きているのかなと思うのですが、これにかかわって発症しない方々は、それなりの治療をとということになると思うのですが、まず問題がある方で108の方がおりますけれども、これは検査が保険適用を受けられるものなのか、参考までに聞きたいのですが。

保健所長

病院で治療したときは、もちろん保険適用で検査されます。そして、20年、非常に古い昔の話ですから、実際そこでも肝臓が悪いとか、C型肝炎とわかった場合は、かなりのものが慢性肝炎というような診断になると思うのです。これ自体、早いうちに見つかれば治療して治っているケースも多いのですが、今回の例でわかった患者は慢性化しているのではないかと思いますけれども、それは病院側でC型肝炎かどうか検査すれば、はっきりします。

吹田委員

それでは、小樽病院と第二病院の方に尋ねますけれども、小樽病院と第二病院では、この関係で現在までどの程度の問い合わせ件数があったり、また、実際に検査等が行われたかということなのなのですが、数字的に示されるでしょうか。

(樽病) 医事課長

小樽病院におきましては、先般の報道されて以来、今日の午前中までに、電話の問い合わせが25件ほどございました。それで、この電話で問い合わせた方がどうかは別といたしまして、月曜日に心配だと、そういう報道を見たということで、3の方がそういう特別検査を受けております。結果は、本日聞きましたところ、全員マイナスでございました。

(二病) 事務局次長

第二病院におきましては、3件問い合わせがございまして、いずれも電話での状況を確認したところ、非該当ということで、受診された方はおりません。

吹田委員

こういう報道というのは、たいへん失礼なのですが、恐らく一度か二度しか新聞報道等に出ないだろうかと考えていまして、これがよほど大きなものでない限りは連載などということはありません。それで、一応小樽市民の健康を守る基本が保健所であろうと思うのですが、こういうものにつきまして、できれば通常の何かの関係で、そういう広報活動があって、心配な方なりなんなりを早く見つけて、今の何か数字からいきますと

恐らく10人くらいであろうと、最終的にはこういう話でございますけれども、ただ言えることは早くに問題が確認されたら、それなりに早く治療をして、大きな悪性の何かにならない形にすれば、当然20年が済んでこういう状況だということは、ほとんどの方が恐らく国民健康保険に該当されるのではないかという感じが私はしているのです。そうしますと、そういうものにつきまして、見つかって大きな悪いものにかかったら、それだけ国民健康保険が大きな負担をかかえるということでございますので、その辺について保健所としてそういうものについて、なるべく皆さんが健康を維持していただくためのそういうことを考えていただければいいのではないかと思うのですけれども、この辺につきまして何か取組を考えていますか。

(保健所)健康増進課長

肝炎検査につきましては、せんだって報道機関、また、さらにはホームページで啓発をしている状況でございますけれども、また、保健所でも血液検査を実施しているところでございまして、今後も基本健康診査だとか、そういった健診の機会をとらえまして、肝炎検査についても市民に情報提供をしていきまして、また、その検査結果に対しての健康相談だとか、保健指導を進めてまいりたいと思っております。

吹田委員

ぜひ、保健所を中心にそういう形のものを進めていただきたいと思いますと思っております。

高齢化・少子化社会の社会保障について

続きまして、今、少子化という問題があるのですけれども、これにかかわって社会保障と育児支援を考えるときに、まず女性の就労や避妊の発達、また、家族形態や社会文化の変化により、出生数がある程度減少することは仕方がないことである。高齢化の進行が急激であると、人口構成がアンバランスとなり、社会保障の維持や急激な人口減少などが含まれるのであるが、こちら辺のところ、社会保障の関係で、税や社会保障の維持には、支える側の生産人口と支えられる高齢者や子どもの従属人口の適正な均衡が必要であると、こう思っております。戦後50年を経て、日本の社会保障の充実は、老後の面倒を見てもらおうという子育ての意味や子どもの価値観を単なる子育ての楽しみに変えてしまったと思っております。これも、人間関係の希薄な都市や教育費のかかる現代では、楽しみどころか大きな負担と苦勞になっている。このことにかかわり、戦後、子どもの数が減って、過保護な親に育てられた団塊ジュニア世代は、パラサイトシングル、非婚、晩婚、そして育児不安と児童虐待と子育て忌避傾向が顕著になっています。積極的な育児拒否ではなくても、子どもがいなくても社会保障にハンディがない社会では、子育ての負担をせず、保障だけは享受したいと思う人が増えるのは当然です。避けられない親の介護は、介護保険で下請されましたが、子育ては全員で負うものではないとの旧来の考え方があり、社会化への大きな声になっていません。日本では、経済支援としてわずかな児童手当であります。育児を経済的に保障してほしいという大きな声にはなっていません。子育てを経済や損得で語るなという感情的な反応が日本の子育て感を深く覆い尽くして、女性の出産育児への意欲を低下させているということが、現在、起こっていると思っております。

今の社会保障の中で、老人にかかわってはどのような費用がかかっているのかということ、この辺のところは数字的に出せるでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

私どもは今、国全体でという形での押さえからいいますと、厚生労働省の方で出しております少子化に関する白書というものがございます。その中で、国全体の予算でのそれぞれ社会保障給付費の中での高齢者関係あるいは児童家庭関係ということでの数字が載っておりますが、その部分で見ますと、社会保障給付費、総額で気の遠くなるような数字なのですけれども、83兆5,000億円というそういう総額の中で、高齢者関係給付が全体の約7割、それから児童家庭関係の給付が極端に違うのですけれども3.8パーセントという、そういった形での数字は出ておりません。

吹田委員

今、数字が出ておりますように、社会化されているのは高齢者にかかわる部分と、また、場合によっては介護という、親の面倒を見なければだめだというものについては全部で見なければならぬ。家を持つというような感じのやり方を今日本ではしております。しかし、今、特殊出生率が1.29という、極端に下がっております、これからもまだ下がりそうな勢いがございますけれども、これにかかわっても基本的には国というか、そういう審議会等では、戦後の第2次団塊の世代、いわゆる今団塊ジュニアと言われていますが、この世代が非常に人数的には多いと。この世代にある程度子育てなり、子どもをつくっていただくということがなければ、恐らくこの取り返しがきかないだろうということを言っております。こういう中で、私は先般の代表質問の中で、子育て支援制度というものを小樽市として考えられないかという話をしたのですが、やはり小樽も出生数がどんどん下がっております。今、小学校適正配置という問題もありますけれども、それとは別に、小樽でやらなければならないことはあると思いますけれども、これは国が制度としてしっかりと社会化しなければだめではないかなという感じがしております。この辺につきまして、私としては小樽市でも独自にやらなければならないところがありますけれども、国に対してもしっかりとしたそういうものを伝えていただいて、そういう施策をやっていただかなければだめだと思っておりますけれども、この辺につきまして、まず国に対しては伝えるという考え方があるのかどうか、聞きたいと思っております。

(福祉)子育て支援課長

今、委員がご指摘のとおり、そうした危機感そのものは国も含めまして相当強く持っているものというふうに考えております。そういう意味では、15年度に成立しました次世代育成対策支援推進法も一つの柱でありますし、今年度から実施になりました児童手当の支給の拡大あるいは児童福祉法等の改正、そういった面での施策が講じられているのかなというふうには考えております。もちろん、小樽市独自でということからいたしますと、国の要望につきましては、それぞれ全道市長会あるいは全国市長会の議論を経て、国に提出をしていくという形での手順といえますか、そういうくくりの中で今進めているところでありますが、平成16年度の全国市長会での少子化対策に関する要望の中でも、例えば保育所の運営費の見直し、あるいは国が定めております保育所収入基準の改定に当たっても、自治体の負担にならないような手だて、あるいは保育所職員の配置基準の改正、あるいは子育て世代に対する所得税負担の軽減措置等々、そういった形での各種施策を国に要望しているところであります。

吹田委員

この辺、今までの国のやっている形では、相当年数をかけながら、結果的には出生数を上向きにすることができなかったというのが現状でございます。確かに保育所等のそういうものについては、働きながら何かするとかということで、それは単なる一部のものであって、全体的な出生数にはあまり大きな効果を示すとは考えていないのです。できれば、これを社会化すると、いわゆる老人のあれと同じように、そういう中で社会化して、単純に言えば企業なりこういう組織なりが家族手当として出しているものはやめてしまって、それは全部国がやるような形のものにしなければ、恐らくだめではないかという感じがするのです。そういう中で、ここのところを社会化という問題について、しっかりとしたものをこれから取り組んでいただきたいと考えていますので、ぜひ、市の方でも今までの形とは違う形で、いわゆる今一番大事なことは、働きながら子どもを育てる方よりも、家庭で育てることの方がもっと大変だと言っておりますので、その辺のところをしっかりとサポートをしなければ無理かなという感じがしますので、この辺についてぜひ今後そういうことを踏まえて、福祉部だけではないと思うのですけれども、そういうのは進めていただきたいと思うのですけれども、これについて部長の方からも何か一言あればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

委員がおっしゃるように、少子高齢化、大変なのは先進国が持つ悩みといいましょうか、これは日本も欧米に次

いで、そういう状況に早くから陥っている状況でございます、それぞれ欧米を含めて、少子化に取り組むに当たってその条件といいたし、欧米の場合はわりと高齢化がけっこう長い時間進行して、そしてそこへ少子化という形でありましたけれども、日本の場合には高齢化と少子化がたいへん短時間に急激に来たと、こういうことでたいへん政治的な部分を含めてふくそうすると、こういう状況もあります。

そういう中で、今、国を含めて次世代育成支援という形で、今、委員がおっしゃるような社会が責任を持つという形を少しでも強化していきたいという形の中で、一定規模以上の企業につきましても、推進計画を作成する、そういう義務づけを今している、そういう形の中で、小樽市も、今、次世代育成支援計画そのものの策定を進めているところでございますので、改めてそこら辺の重要性にかんがみながら、私どもも推進していきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

成田委員

生活保護受給者の実態について

今の吹田委員の質問と若見委員の質問の中で、ここで聞いていて、国の三位一体の改革の中でなされていない部分の一つに、社会保険庁の無駄な部分が大いにあるのかなと、そう聞いていました。その中で、私もあの質問の中で、社会保障、また生活保護の中で生活困窮している人、それと生活保護さえもらえば生活が安定するのだと、安易に生活保障をもらうという気持ちの人というのは、かなりこの世の中に多くなっているなど。その実態を保護課の方でどのような形で調査されているのか、実態を聞かせていただきたいと思えます。

(福祉)吉岡主幹

生活保護受給者の方が生活保護を受給しながら、どのように適正な保護の受給の仕方を私たちが進めているかという部分で取り組んでいる内容についてなのですが、まず生活保護を受けている方につきましては、生活上の義務というものがございます、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持向上に努めなければならないという部分を踏まえていただいて受給していただいている。その中で、きちんとした届出の義務等をしていただくということで、日々指導しているところでございます。ただ、往々にいたしまして、市民の方から受給している方につきましては、不正受給等にかかわるような情報が寄せられる場合がございます。そのときにつきましては、保護課におきましては、情報をいただいた場合はすぐ実態の調査の確認に入ります。名前が挙がった方で実際に受給されている方がいましたら、その方へ、本人へ実態の聴取を行います。さらに、客観的な事実を把握する必要がございますので、情報の内容によって複数の職員による夜間の訪問、それから地区民生委員への意見の聴取、それから関係先への照会、調査等を行います。その結果、明らかになった実態に応じまして、指導指示による改善を図りますし、また、場合によりましては、保護の廃止を行うということもございます。このような形で、そのような不正受給等の部分につきましては、適正保護につなぐために速やかな対応をしているというところでございます。

成田委員

生活が困窮していて、本当に生活に困っている人たちというのは、これは保護してやらなければならないと思いますが、自分たちが実際に体が健康であって、職場を失ったから、そしてまた、今まで若いときは好き勝手なことをやりながら、そして生活が今困窮したからといって安易に受けている人も中にはいると思うのです。そして、働く場所があれば働ける健康な方が、小樽市で何かいい施設の中で、こういう仕事をボランティアとして働いて、皆さんの健康を保護してやると。働かないで家にいてぶらぶらしていたら、決していいことではないのです。それを見ていた子どもというのは、大きくなったら働かないで生活しますから。今、次世代のことも言っていました、そういう子育て支援のことも言っていましたけれども、子どもは親を選ぶことができないのです。親は子どもを選ぶことができますけれども、育てることができますけれども、その家庭というのは本当に不幸な子どもが成長していく

家庭になってしまうのです。そういうことをつくりたくないためにも、何か小樽で方向づけをしやるような支援策をつくってやらなければだめだと思うのですけれども、そういうことというのは何か今後の課題の中につくっていただければと思っているのですけれども、保護課の中でそういうグループをつくって、何かいい方策をつくるような考え方はございませんか。

(福祉)保護課長

今のご質問でございますけれども、実は厚生労働省の中で、生活制度に関する在り方を検討している検討部会というのがございまして、その中で自立支援プログラムというそういう制度を来年採用しようと。年明け春に、そのプログラムが提示されます。それで、秋口に一応試験施行をしまして全国に広げようと。そういう今検討をしております。その中身が今委員がおっしゃるような、当然就労意欲のある方については、現に市の就業指導員というハローワークのOBの方が嘱託員になって実際にそういう方に面談し、当然その面接するときの対応から、片や履歴書の書き方まで、そういう指導をして早期に就職して自立してもらおうという後押しをさせていただいておりますし、そのプログラムの中では、逆にそういう就労意欲のない方、そういう方を民間の事業所とうちが協力体制をとりまして、その中で職場訓練をしていただくとか、後は試験雇用をさせていただいて、そこで働くことによって就労意欲を持ってもらうとか。あとはそういう就労意欲の欠如している方につきましては、社会福祉法人等と連携をとりながら、そういう法人がやっている社会参加活動に積極的に参加していただいて、そういう就労の意欲を持ってもらおうと、そういうのが今、一部ですけれども、国からおりてきている内容でございます。そういうのが提示されれば、当然市がやっている部分もございまして、そういうのも含めて、今後、早期に自立を図っていただく、そういう就労意欲を持っていただくという方向で保護課の方も対応していきたい、そういうように検討させていただきたいというふうには考えてございます。

成田委員

生活保護を受けている人というのは、案外安易に考えている部分というのがあるのです。それで、その中で自分たちは生活保護を受けていても生活は成り立つわけです。生活保護費をもらっていて、生活は成り立っていくものですから、それで買物だとか、それで生活保護の中で食事はきちんとやります。保護を受けているから生活ができるわけです。消費もするわけです。けれども、消費しながら、そういう形をとりながら、なおかつ消費したことに對しての消費にかかわる消費税だとかそういうのは全部負担する形をとるわけですね。生活保護者でも消費税は払っているわけです。その中で、ある程度免除だとか減免だとかされてきていますけれども、これら生活保護を受けている人でも一人前の消費するという形の中で、応分の負担をしなければならないことというのはあるわけです。そのことについても、これからの小樽市の行政の中で、ごみの有料化に対しても、これはごみを減量するための有料化を進めようという中ですから、もらう金で消費した。なおかつ、ごみ袋を減免にしてくれとか、そういうことではなくて、消費しただけの分は応分の負担は我々もしますよという形のを、自分たちの生活の中で、習慣の中でそういうものを義務づけていく必要があるのではないかなと、私はそう思うのです。ある程度負担をかぶることによって自己責任というものを感じるのだと思うのですけれども、これは福祉部長、どういう形をとったらいいか、保護課長でもいいのですけれども。

福祉部長

委員がおっしゃるように、今の生活保護の考え方として、自立支援というものを重点的に考えております。そしてなおかつ、自主性というところもじゅうぶん考えております。そういう中で、だいたい今の保護の基準が一般勤労世帯の消費水準の約70パーセント前後をずっと維持をしている。それに基づいて保護費というものを検討している。従来、何年前か忘れましたが、かなり早い時期にそういう形に切り替えて、その水準維持ということをしている。そういう意味で、あくまでもその消費水準、それぞれの家庭でみんな違うわけですが、そういう家庭の中でやりくりをしながら生活をしてきているということの中で、生活保護者の方につきましても、そういう

水準に保護費を置いているもので、その中でやりくりするというので、自主性を重んじるという形をとってきていますので、そういう意味で委員がおっしゃるような方向にきているというふうに感じています。

成田委員

実際、生活保護をもらっている方が国民年金をもらっている人より生活水準が高いという、そういううわさを聞きます。国民年金をもらっている人は細々として生活をしているわけなのですが、実際中身を見ると、国民年金で生活している方がずっと厳しいと思います。

高齢者の紙おむつの処理について

また、私も高齢者を1人抱えていまして、今、若見委員の方から乳幼児の紙おむつの話が出ていましたけれども、高齢者の紙おむつの処理が大変なのです。一日何着もかえて、紙パットはかえる、実際に悪臭がするのです。部屋の中に置いておく保管場所も必要なのです。常に捨てられない。収集日まで保管しておかなければならない。そういう何か容器というか、それも何かあったら指導してほしいなと思うのですけれども、何かビニール袋に入れておいても、あけるたびにごみの収集日まで保管しておかなければならないという、それまですごい量なのです。その辺を何か対策というか、そういうのがあったら教えていただきたいのですけれども、ないですかね。

(環境) 廃棄物対策課長

老人のおむつの関係で、たいへん量が多いということで、その処理の関係、何か方法がないかというご質問ですけれども、実際現実には燃やすごみの日に出していただいておりますけれども、どうしても保管のスペースがないということでお困りということでありましたら、料金はかかりますけれども、現在は有料で許可業者にやはり処理していただくということにはなるのですけれども、市の方に燃やすごみ、週2回の方に出していただければ、現在、3月までは無料ですので、できるだけお金のかからないような方法でお願いできればというふうには思います。

成田委員

その処理の仕方はわかりました。

生ごみの処理について

それと、前に私が代表質問で質問したことがあるのですけれども、焼却施設のエネルギーの問題で、生ごみを焼却するとエネルギーが下がります。高エネルギーを飛ばさないでエネルギーが下がりますから、燃費がかかります。この燃やす重油が必要になってくるので、生ごみはできるだけ燃やさない方がいいのではないかとということで質問したことがあるのです。それで、生ごみの処理の件で、一般質問で市民クラブからも出ていましたし、生ごみの処理の仕方について環境部に再度、私の方からも尋ねたいのですけれども、これからごみの広域処理の中で、海産物の1次産業を主とする後志管内、そこから出てくる生ごみを生ごみ処理機である程度固形化されたものを焼却するのであれば、ある程度処理はできると思います。これは大量に持ち込まれたら、燃費が物すごくかかると思うのです。そして、また、生ごみを燃やすことによって、塩分を含んだ生ごみであれば、これはダイオキシンの心配も考えられるわけです。高温で熱しますから、その件については生ごみはダイオキシンの心配はないと思いますけれども、その生ごみを持ち込ませない方法というか、だめですよというわけにいかないわけですから、できれば広域の中の小樽に持ち込むまでの間で、各自治体で生ごみを処理して、そして小樽の焼却施設へ運んでほしいというふうな、そういう連携のとり方をぜひしてもらいたいなと。

また、生ごみの助成金についても、1戸1戸でしたら大変な数になると思いますし、家庭でも生ごみ処理をやってみたいなという、そういう家庭がたくさんあります。それを町会単位で扱って、町会単位で助成するような形のものできれば、そのような形にしていけるのかなと思っていますので、環境部でもしそういうことがあればお願いしたいと思っていますのですけれども。

(環境) 五十嵐主幹

今、焼却場の関係で、広域ということで6市町村からいろいろなごみが入ってくるわけなのですけれども、今言

った余市町とか小樽市で、水産加工場などで出てくるものは動植物性残さということで産業廃棄物になりまして、今、余市町、具体的には高野冷凍、ああいうところで、もう既に各工場だとか市場から集めたものを許可するといいますが、そういう関係でやっております。それで、焼却場の方は、産業廃棄物は燃やさないという方向でいますので、いわゆる家庭系の残さでございますので、ほかの燃えるごみとまじる中で、そんなに塩分だとか水分があるものは入ってこないという形で進めておりますので、そのあたりのことについては、こういう部分で把握しています。

環境部長

今、この部分で、いわゆる生ごみをいかにこれから焼却しないで有効に活用していくかというご提案だろうというふうに思っておりますけれども、確かに成田委員がおっしゃいますように、焼却場に水分の多いごみをたくさん持ち込むということは、焼却場の効率性の面からいっても、決して好ましいことではないと思います。できれば、途中の中できちんとしたたい肥化ということを進めることが望ましいというふうに思っております。そういった意味では、先般来もいわゆる電動生ごみ処理機だとか、私どもが進めている段ボールの部分も、電動生ごみ処理機については何とか新年度からの部分に向けて検討していきたいと思っておりますが、北しりべしという観点から考えますと、余市町、古平町、仁木町、積丹町、赤井川村というふうになりますと、それぞれの地域性もありますし、これまでの処理の歴史もあろうかというふうに思います。これについては、広域連合の施設に持ち込めば、当然町村の負担が増えると、こういうしくみになっておりますので、その辺につきましては町村の方ともじゅうぶん話し合いをしながら、ごみの対応については経過を見て進めていきたい。その中で、今言いました例えば町会単位の生ごみ対策と、こういったことも出てくる可能性もあるというふうに考えております。

成田委員

ぜひ、環境部に生ごみ対策はしていただきたいと思います。

総合サービスセンターの移転について

小樽市のサービスセンターの中で、小樽駅前で業務をやっているというのがあるのですが、その業務に今一日にどのぐらいの利用者がいるのか。そしてまた、その利用者の地域性というか、どこら辺の人たちが集中して小樽市全般にわたって来ているのか、北部か、南部か、中央部か、それがわかれば教えていただきたいと思います。

(市民)総合サービスセンター所長

詳しい資料、今日は持ち合わせておりませんが、総合サービスセンターはご承知のように、駅前の第一ビルに入っております。非常に交通の便がいいということから、JRの駅前でもありますし、バスのターミナルもすぐ前だということから、市内のいろいろなところからお客さんの利用はございます。利用率で説明させていただきますと、実際に戸籍窓口関係の利用でいらっしゃるお客様は、全体、戸籍住民課、それから他のサービスセンターを含めました中で、総合サービスセンターは約21パーセントの利用を占めてございます。ちなみに、本庁の戸籍住民課ですと68パーセントという率になります。かなりのお客様が総合サービスセンターを利用されているというように理解をしております。

成田委員

利用者はどちら方向からかということとはわかっていないですか。

(市民)総合サービスセンター所長

たいへん申しわけありません。どちら方面からいらっしゃるかということまでは把握してございません。

成田委員

できれば、その辺がわかれば、なお質問しやすかったですけれども、今実際に第一ビルを利用して、金額を支払わなければならない。小樽市の建物ではないから、小樽市が負担しなければならないことだと思うのです。そこで、100メートルも離れていないところに小樽市の持ち物があるわけなのです。産業会館という建物がありまし

て、そこには空き店舗があるわけですから、そこを利用して総合窓口センターという形のを設置できれば、これから小樽市の財政がひっ迫している中で、また、財政再建団体に陥る前にそういう手当をできればいいのかなと思っているのですけれども、陥ってしまったらそのサービスセンターも使えなくなるわけですから、その辺も含めてどういう考えでいるのか、今後の在り方についてどのように思っているのですか。

市民部次長

ただいまのご提言いただいた件なのですけれども、総合サービスセンターの移転につきましては、近隣の民間のビルというのも対象になるかと思いますが、マイナスシーリングの予算編成の作業の中で、部内で検討を毎年やっています。結論までは出せなかったわけなのですけれども、あの場所、現在地につきましては交通の要衝ということ、基点ということで、利用者にとってはいい場所なのだろうと思います。ただ、成田委員からご指摘がありましたけれども、それほど離れていない、それから相当の家賃も実際にかかっておりますので。所管課の方に問い合わせましたら、スペース的に厳しいかもわからないという返事をいただいております。それから現在の駅前再開発の関連で、第一ビルの管理会社の方で総合サービスセンターが抜けるということが、これはできないのかなと、逆にいろいろと問題が何点かあると思いますので、ただ非常に貴重なご提案ということで受け止めさせていただきたいと思います。

成田委員

ぜひ、検討していただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

初めに、保健所に伺います。

小児救急公開フォーラムについて

小児救急公開フォーラムという資料をいただきました。非常に参考になる内容だなというふうに思って読ませていただきました。まず、このフォーラムの簡単な説明をお願いします。

(保健所)保健総務課長

ただいまご質問いただきました小児救急公開フォーラムでございますけれども、12月5日に東京で日本小児科学会の主催で開催されたフォーラムでございます。内容的には、現在のこの小児救急の部分がいわゆる時間外診療と救急のはざまはどうか、あるいは今、厚生労働省の事業でモデル事業が1年、2年たちまして、電話相談の事業が実際に行われていることの事例ですとか、あるいは実際に小児救急の状況がよくなって、子どもを亡くされた両親からの社会活動の話、あるいは小児科医が非常に多忙であって、うつ病を発症して自殺に至ったその妻あるいは子ども、この方も医学部にいらして小児科医を目指していらっしゃいますけれども、そういう方々の話とか、そういう内容でございました。これまでも何度か議会でもご質問をいただいておりますけれども、小樽市の小児救急のこれからの検討課題の中にどういうふうに生かせるかということで、説明しておりました。

高橋委員

今、説明がありました電話相談事業、東京都でも既に厚生労働省のモデル事業として行っているというふうに伺っておりました。先日、新聞報道でも、道の施策として小児救急の電話相談事業が今月の20日から始まると、こういうことで承知しております。この東京で行っていた相談事業、これはどのような件数だとか内容がわかれば教えていただきたいと思います。

(保健所)保健総務課長

東京都は医師によるものではございませんけれども、保健師による母と子の健康相談室という形で、昭和62年か

ら夜間に母親の不安を解消するためにということで実施されてきたようでございます。今年度からは、厚生労働省の補助メニューの中で、小児科医師につなぐことを希望された方に対しては、保健師が一度受けた電話を小児科医に転送して、直接医師の指示をもらうというような形に進めておりますけれども、直近のデータでいただきましたものでは、本年の7月のデータでございますと、トータル1か月で1,500件ほどを保健師が電話を受けて、そのうち23件を小児科医につないで、実際に小児科医からのアドバイスを受けたと、そのように伺っております。

高橋委員

聞くところによりますと、けっこう効果があったというふうには伺っております。それで、この資料の中で非常に参考になったのは、小児救急における家族の需要、正確にとらえていかなければならない、こういうことがあります。全国的に調査したようですけれども、情報の収集で非常に電話も多いですし、インターネットも多いということがよくわかったというふうに書かれております。要望なのですが、小樽市としても小児救急の在り方を検討する上で、こういう調査をぜひやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(保健所)保健総務課長

ただいまご質問の調査でございますけれども、本年の1月の2週間をとりまして、月曜日から日曜日でございまして、全国で6地区、5,000名の標本といたしますが、アンケートに答えをいただく方々に対して受診時間ですとか、年齢ですとか、あるいは通常の受診時間、いわゆる時間内に受診できない理由とか、そういうようなことを調査をしたと伺っておりました。先ほど冒頭に申し上げました、総数のうちの27パーセントぐらいが救急ではなくて時間外でないと子どもたちを連れてこれないという方々が実際にいらしたというような結果が出ております。これは、女性の就労の増加傾向もあるのでしょうかけれども、札出しの関係で、母親の就業率については今回はデータで出ておりません。あと受診時間につきましては、通常の夜間よりも土曜日、日曜日の時間帯が多いというふうに聞いております。ただいま、小樽市でもこのような調査をということでございますけれども、今、救急体制について、小樽市全体の部分で小児救急だけではない部分で会議を立ち上げることになっておりますので、その中で検討してまいりたいと思います。

保健所長

追加させていただきます。確かに、電話相談というものも、実際現場の小児科医からしてみると、それもありがた程度なのですけれども、実際現場で働いているというか、勤務していると、電話をいただきます。そのときに説明だけで納得される母親というのは、意外に少ないのです。要するに説明だけで終わると、けっきょく診てくれないのですかという声がやはり実際に現場では多いです。ですから、希望としては電話して診てほしいという部分がありますけれども、それは東京都のデータあたりになると、先ほど課長が言ったようなのと少し違うのですけれども、一つ相談したいという電話内容と、実際今自分の子どもがおかしいと、だから診てほしいという2種類があるのです。小児科医の立場からしてみたときに、電話で今うちの子はこうだけれども大丈夫かと言われても、それはちょっとわからないからすぐ連れてきてと、そう答える小児科医が大多数ですけれども、私はこの電話で相談というのは、育児相談とか悩み相談だといいいのですけれども、実際に命にかかわるような救急、そういったものに果たしてどれだけ役立つかなど。もし、こういった中で見逃しが起きる。また、実際に小樽の夜間急病センターでも、内科医がじゅうぶん診なかつたので問題が起きたという事例も、やはり年に1人か2人あります。ですから、なかなか難しいのではないかと。ですから、アンケート調査をしたら、たぶんないよりはあった方がいいと思うのですけれども、結果的にはやはり何かあったときに診てほしいという希望が大多数だと、私は考えます。

高橋委員

よくわかりました。いずれにしても小児救急はたいへん重要な問題ですので、これからもぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、国保について何点が聞きたいと思います。

国保の冊子について

初めに、「おたるの国保」というきれいな冊子を見させていただきました。中身を見ますと、非常にカラー刷りで、役所にはあまり見られない本当にきれいな冊子ができたなというふうに私は評価をしております。チェック項目もありますし、今までと作り方が変わったのだなというふうに思いましたけれども、この編成方針、変わった理由をお願いします。

(市民) 保険年金課長

「おたるの国保」の内容についてでございますけれども、昨年までは制度の内容を中心といたしますか、退職者医療制度の内容でありますとか、いろいろな保険制度の在り方とか、そういった制度的なものを中心とした編集というものをやっております。なかなか重たいといたしますか、わかりづらいというそういった面もございます。そういった中で、現在、生活習慣病などの1次予防対策が重要だということを国の方から言われております。そういった視点に立ちまして、今回は制度の内容を中心ではなくて、健康づくりに重点を置いたと。そういった中で、国保加入者の疾病状況であるとか、生活習慣病の危険度チェックだとか、そういったような内容を盛り込みまして、ページ数も8ページ増やしまして、フルカラーとしまして、内容を充実して作成したという部分です。

高橋委員

それで、私はいいなと思っているのですが、私の周りでもよくできているという方が多いのです。そこで問題は、いくらいいものをつくっても、見てもらわないと意味がないというふうに思いますので、このPRですとか、活用方法、これはどのように考えていますか。

(市民) 保険年金課長

これにつきましては、10月25日に新聞折り込みで全戸配布しておりますけれども、反響につきましては、例えば手話の会の方から連絡がありまして、内容がいいので、内容を理解してもらうように、手話で説明したいからぜひ送ってもらえませんかとか、そういったような反響をいただいております。また、新聞社の方からも電話取材もありまして、写真などをたくさん載せて、わかりいいよと、そういったような評価もいただいております。こういったものを活用しまして、今後健康づくりに参考になればというふうに考えております。

高橋委員

もう少し、PRを強くされた方が私はいいのでないかなというふうに思います。ぜひ、参考にさせていただきたいと思えます。

三位一体改革の国保会計への影響について

次に、財政的な面で何点が聞きますけれども、まず歳入の方ですが、代表質問でも質問しましたけれども、先般、三位一体の改革の影響で、この国保会計にとってこの改革の影響というのはあるのでしょうか。

(市民) 保険年金課長

三位一体改革につきましては、国保会計にどのような影響があるのかですが、今回の内容はつい先日全体像が示され、私どもも今情報収集に努めているところですが、把握している内容によりますと、これまで給付費の50パーセントを国が負担していると。保険料と国庫負担が1対1の割合であったのですが、それを都道府県の役割や権限を強化するために、その一部に新たに都道府県の負担を導入する、そういった内容となっております。

したがって、国保財政の財政負担の枠組みの見直しということでありまして、基本的には全体の50パーセントの枠というのは、それが今までは国が持っていたものを、一部を道が負担するという形で、枠組みが変わるとい部分でありますので、そういう意味では影響はないのかなとは思っております。ただ、今度新たな負担となる都道府県負担、それは調整交付金というもので市町村に配分されるようなのですけれども、それがどのような中身で交付されるのかということが全く見えておりません。それは財政調整機能を持たせた財政調整交付金ですので、市町村によっては増減が、当然ばらつきがあるわけですので、それが小樽市にとってどのような影響がこれから

出るというようなことは、具体的な中身を見てみなければわからないというのが今の段階ですけれども、ですからそういった意味で今後の新たに道が負担することになった内容について推移を見ていこうということです。

高橋委員

歳入の大きいもので、保険料とそれから小樽市からの繰入金、一般会計からの繰入金があるわけですが、平成15年度の決算で、繰入金の金額とそれから基準についてお願いします。

(市民) 保険年金課長

一般会計の繰入金でございますけれども、平成15年度決算では約17億5,000万円でございます。その基準でございますけれども、事務費相当額が要は保険料の減免相当額について市単独の繰入れということで繰入れをいただいております。それ以外の部分につきましては、法的に決められたものがあります。それで法の繰り出し基準に基づいて一般会計から繰入れをしているということです。

高橋委員

そうすると、国から入ってくるお金はそんなに影響がないと。繰入金もそんなに影響がない。そうすると、保険料が非常に問題になってくるというふうに思います。それで、先ほどの国からの交付金、これは一部だと思うのですが、経営努力分ということで、特別調整交付金というのが2億7,000万円入ってきているかと思っておりますけれども、これはどういう内容の交付金なのか、説明してください。

(市民) 保険年金課長

ただいまの経営努力分ということでございますけれども、これは平成15年度2億7,000万円交付されてございます。これは、各市町村の特別事業による財政負担増がある。そういった場合に交付されるという性格のものでありまして、小樽市の場合ですと、市全体の取組、収納率、高齢活動に対する取組だとか、保健事業や適正化などへの取組、そういった市の経営姿勢というものを総合的に国の方で評価をしていただいて交付されるという、そういうふうに考えております。

高橋委員

それで、収納率の方ですけれども、ここ直近5年間、どのような状況なのか、説明願います。

(市民) 和泉主幹

国民健康保険料の収納率ですが、一般分、退職分合わせた現年度で、収納率で答弁いたします。11年度が92.30パーセント、12年度が91.86パーセント、13年度が91.69パーセント、14年度が91.40パーセント、15年度が92.08パーセントです。

高橋委員

この収納率については、他都市と比較してどういう状況ですか。だいたい他都市もこのような状況ですか。

(市民) 和泉主幹

記憶ですけれども、全道の主要都市の方では上から数えていい方だということです。

高橋委員

それで、特別対策事業を組まれて非常に努力されているというふうに思います。平成15年度では約4,100万円の保険料収納率向上特別対策事業費が組まれて一生懸命やられたと思いますけれども、この効果についてどのように考えられているか、話していただきたいと思います。

市民部次長

ただいま主幹の方から収納率の経過につきまして話をさせていただきまして、平成8年度が収納率が上がったという状況です。その後、平成11年度に上がっております。これは、例えば嘱託職員又は職員の増員という効果が出たというふうに考えてございます。その後、12年度から14年度までは減少傾向にあったのですが、15年度からは実は納税課で相当な実績を上げた係長職員の配置をいただきまして、その手法を取り入れたということもあり

まして、15年度実績が上がったと。16年度には、こんな言い方は怒られるかも知れませんが、今、主幹も相当ベテランになってきたということで、また、16年度には住宅課でまた相当実績を上げた人間の配置をいただきまして、そういう中で、今すぐく特別徴収員というか、嘱託職員、それから主幹、係長、係の中で相当知恵を絞って努力して、夜も相当外勤をしたりと実績を上げてきています。もともと対応が相当厳しく、摩擦が起きるような状態のぎりぎりに対応させていただいているということが、こういうようなことが数字としては上がってきているということだと思います。

高橋委員

スペシャルチームだというのがよくわかりました。あまり過度にならない程度に、ぜひ収納率が上がるように頑張ってくださいと思います。

レセプト点検について

それで、もう一つはレセプト点検についてなのですが、これで誤りがどのくらいあるのか、それからその主な内容について説明願います。

(市民) 保険年金課長

レセプト点検についてのお尋ねでございますけれども、今日のこの資料、「14年度の小樽市の国民健康保険」という資料で報告させていただきますと、請求件数の誤りがレセプトの枚数で478枚、金額85万2,290円、診療内容につきまして4,510枚の約1,850万円、その他を含めまして請求内容でいわゆる5,000件の2,000万円程度の効果となっております。

高橋委員

保健事業について

次に、保健事業について確認をさせていただきたいと思います。健康教育とそれから栄養改善事業、それから女性の健康づくり事業、これはいずれも平成12年度と平成14年度を比較すると、相当年を追うごとにダウンをしているというふうに思います。わかりやすい例でいきますと、栄養改善事業については回数が倍になっているけれども、参加人数は2分の1になっていると、そういうことで非常に内容についても検討する時期に来ているのではないかなというふうに思いますけれども、この点いかがでしょうか。

(保健所) 藤井主幹

女性の健康診査事業となりますと、いろいろな例えばパート等によって健診を受けたりするということも含めまして、健診の機会が増えたのかなということで、女性の健康診査というところを踏まなくても受けられるのかなというふうに思っているところなのですけれども、これ自体は国の方の補助事業から始めましたので、平成15年度から廃止いたしまして、現在に至っているところでございます。

高橋委員

内容の検討も、ぜひお願いをしたいなというふうに要望いたします。

国保の今後の課題と対策について

国保の最後ですけれども、だんだん状況が厳しくなってきて、やはり保険料、それから国から入るお金、それから繰入金、どれをとっても楽な収入といいますが、歳入はないわけですけれども、このままで本当にやっていけるのかなという、不安は非常にあるわけですけれども、今後の課題と対策についてどのように考えられているのか、その辺を聞きたいと思います。

(市民) 保険年金課長

ただいまの国保の今後の課題ということでございますけれども、委員がご指摘のとおり、非常に厳しい状況であるということ、それは私どもも認識しております。現在、多額の累積赤字を抱えているという状況でございます、その解消を図っていくということは今後大きな課題であろうと。その前提としましては、まず単年度収支の改善を

図っていくということが大切になってくると。そのためには、収納率の向上なり、しっかりと歳入、保険の収納を上げていく。それから、医療費適正化対策を含め保健事業を通じて適正化対策をやっていくと、その両方の柱をしっかり取り組むということが重要な課題であるというふうに認識しております。

また、現在、国の方で議論されておりますけれども、医療保険制度が大きく変わろうとしております。そういう議論がなされておりますので、私どもとしまして、そういった今後の制度改正の動向などを注視してまいりたいと、そのように考えております。

高橋委員

それでは、次に環境部に聞きます。

環境美化協力員について

先ほど説明いただきました市民説明会の内容の中で、4ページ、6の主な意見、以前も質問しましたけれども、環境美化協力員、それから住民とのトラブルが心配であると出ました。私も以前に質問しましたけれども、対応としてトラブルが生じないような業務内容にしたいというふうに書いてありますけれども、これは具体的にどのような内容ですか。

(環境)工藤副参事

環境美化協力員についてですけれども、ごみにつきましては、基本的に燃やす、燃やさないについては同じような対応でいきますけれども、資源物につきましては、新たに追加するものを含めると12の分別、さらに収集曜日も大幅に変更と。加えて、不燃物、燃やさないごみについて1週間置きと、こういうことからなれていただくまでは相当間違、また、よく理解しないと申しますが、そういう方がたくさんいらっしゃる、出てくるだろうということを想定しています。そういうことで、そのような方々に勘違いされる、よく理解されていないのでそういう分別のアドバイス、こういうことを主として当面はお願いしていきたいということでございます。

また、これにつきましては、各町内会の町内会長等から適当な方を推薦していただいてということでございますけれども、どうしても町内会の事情もありまして、町内会の方々に推薦していただいて、その自分の町内会を回っていただくわけですから、これにつきましてはなかなか人間的に気まずい思いをすといけないわけでございますので、その辺につきましては何が何でもその町内会に配置すると、そういうことではまだ考えていないのですけれども、そういう配置していただける町内会をお願いをして、順次その理解もいただきながら広げていこうということでございますので、できるだけその辺につきましては研修等もいたしまして、市民の方々とトラブルが起きないようにとじゅうぶん配慮をお願いしていきたいと、このように思っております。

高橋委員

よく見えないのですけれども、町内会で何人ぐらいを予定しているのですか。

(環境)工藤副参事

1町内会、1自治会、だいたい1名ということで、世帯数が相当町内会によってばらつきがありますので、世帯数の多いところについては2名程度、2人区と申しますが、そういう形になるかと思えます。ただ、これはあくまでもそういう主となる方が1名ですよ、2名ですよということですが、町内会の事情によりまして、例えば厚生部の方々、役員の方が5名なら5名でやりますということであれば、それはそれでいろいろな細かい運用面なので構わないのかなというふうに思っております。

高橋委員

町内会で一、二名で、そんな効果が出るのでしょうか。非常に疑問なのですけれども、これはどうですか。

(環境)工藤副参事

確かに、たくさんというお話にもなるかと思えますけれども、それぞれ町内会、私は2,800から3,000のごみステーション全部を把握しているわけではございませんけれども、いろいろな町内会によりましてきちんとしている

ところというのですか、ほとんど完全に分別されているし、不適正な排出がないというステーションも見に行ったら必ずあります。そういうところから比べますと、現在、どうしてもいろいろな事情、住んでいる方々の年齢構成、その他のことで適当でないといいますが、そういうステーションが相当絞られてきますので、朝から毎日毎日そのステーションだけということではなくて、やはり巡回しながらということ考えています。

高橋委員

何回説明を聞いてもよく見えない部分だと思えます。いずれにしても、この環境美化協力員についてはもう一度じっくり検討された方がいいのではないのかなというふうに私は思います。

ごみ袋の試供品について

それから、代表質問にかかわってですけれども、函館市では試供品としてテストケースのお試し用の袋を30リットルのものを燃やすごみ用は20枚、それから燃やさないごみ用は10枚ずつずっと配って歩いたということで、質問をさせていただきました。小樽市では1枚ずつというふうに、私は説明会に行って聞いてきたわけですが、これは事実でしょうか。

(環境) 間淵主幹

小樽市におきましては、20リットル袋、燃やすごみ1枚、燃やさないごみ1枚の試供品の配布となっております。

高橋委員

これはなぜこんなに少ないのですか。

(環境) 間淵主幹

答弁の中にもあったかと思いますが、私どもの有料化実施市の参考としておりますのは、平成16年度ないしは17年度に実施しており、また、実施を予定しているところの市を参考にしたところでございます。そういう中では、帯広市が平成16年10月に実施してございますが、可燃で10リットル袋、20リットル袋各1枚、不燃で30リットル袋1枚でございます。江別市は、平成16年10月実施であります。可燃30リットル袋1枚、不燃10リットル袋1枚、北見市が16年11月実施でございますが、これは試行袋の配布はございません。釧路市は、来年の4月実施でございますが、これも試行袋等の実施はございません。こういう最近の試行袋に対する10万人以上の各都市の実態を見て、私どもは1枚ずつということを決めたものでございます。

高橋委員

有料化については函館市を参考にしたというふうに伺いましたので、私はほかの市ではなくて、ぜひ函館市を参考にしてほしいかなと。せめて、もう何枚か追加していただきたいなというふうに、これは要望するのですが検討の余地はありますか。

(環境) 間淵主幹

先ほどの若見委員の質問にもお答えいたしましたが、私どもは、試行ということにはなっておりますが、その目的といたしましては、その家庭から出るごみ、どの袋を3月に買って出したらいいか。そういう我が家のごみ量を決め、袋を決めるための目安とすることで配るものでありますので、20リットルを一応基準にして見ていただくということで、1枚というふうに決めたものでございますので、私どもはこのごみ量を決めるという部分では、これで目的が達成できるものと思っております。

高橋委員

たった1枚でそれができるというのは、非常に私は無理があるのではないかなというふうに思います。もう一度検討していただくように要望したいと思います。

資源物収集委託について

それでは次に、昨日の予算特別委員会の続きですけれども、資源物の収集委託ですけれども、まず中間処理業者の業者名、それをお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物の中間処理の業者名のお尋ねでございますけれども、プラスチックの処理ということでは、大森産業、興和産業、それから松本産業、それから小原興業の4社ということで考えてございます。

高橋委員

これは、いつぐらいから有料化に向けての打合せを行っておりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

いつごろから有料化に向けて進めていたかというご質問でございますけれども、いつからということは日にちは覚えてはおりませんけれども、記憶の中では「基本的な考え方」をまとめた時点で、恐らくこの業者とのいろいろな協議を進めさせていただいたのではないかとというふうに認識しております。

高橋委員

だいたいいつぐらいからですか。夏とか、春とか。

(環境) 廃棄物対策課長

いつごろからというご質問ですけれども、有料化に先立ちまして、資源物収集というのはごみの減量で重大な施策でございますので、恐らく「基本的な考え方」を作成する前に、それらの業務ができるかどうかというような話をさせていただいたような記憶がありますので、8月前か、ちょっと定かではないのですけれども、「基本的な考え方」を作成する前の市内部でいろいろなことを協議する中での時期だったかと思っております。

(環境) 間淵主幹

「基本的な考え方」の策定期間だけ先に答えますと、5月に策定いたしております。

高橋委員

それで、この4業者を選出した基準、これを教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

4業者を選定した基準についてでございますけれども、産業廃棄物の処分業として処理をしている業者、何十社とあります。その中で、家庭から出るプラスチック類を処理できる業者ということで、その中の選定ということで4社を選択させていただきました。あとそのほかには、現在、小樽市ではプラスチックを処理する施設がないものですから、暫定的に2年間という状況の中で、そのような業者を選定させていただいております。

高橋委員

この4業者は、現在でも廃プラスチックは処理できない施設なのでしょうか。処理できるのではないのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

この4業者につきましては、事業所から排出されるプラスチック類について、現行、圧縮等の中間処理をしております。

高橋委員

それで、中間処理業者の申請から認可までのプロセスを教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

申請から認可までの手続ということでございますけれども、処分業ということによろしいですか。処分業ということで、この事業系のということによろしいでしょうか。現在、家庭から出るということで。

高橋委員

いや、今の4業者を選出したのでしょうか。その4業者が今稼働しているわけですね。ですから、申請から許可までのプロセスを聞きたいのです。

環境部長

今、課長の方の答弁に誤解があったと思うのですけれども、今この業者が持っている許可は、事業所から出てく

るプラスチックの、これは産業廃棄物になるわけです。ですから、産業廃棄物の処分業、しかし、これが例えば破砕だとかの施設が5トンを超えるとといったような場合には、今度それが処理業という言葉になります。ですから、処理業になってきますと、これは都市計画審議会の許可を受けるということになります。ですから、通常はきちんとした処分をしたいとすれば、まずどういうものを処分するのか、処分の工程はどうか、そういった計画を出していただいて、それがいわゆる法の基準をクリアしているのかどうか、こういったことを審査しながら随時許可をすると、こういう形をとってございます。

それで、今のこの4業者につきましては、その4社ともその処分業の許可を持っているということです。ただ、これからいわゆる今度家庭から出るごみは、一般廃棄物になりますので、これはまた実は別な許可あるいは処分業というのは、規制がかかっているわけです。産業廃棄物と違いますので。例えばどういうことかといいますと、破砕圧縮、圧縮保管ですが、これは例えば産業廃棄物であれば5トンを超えても処分業でいいのですけれども、一般廃棄物であれば5トンを超えた場合には中間処理業になりますので、それは都市計画審議会の許可を得なければならないという、こういう審査するようなプロセスがありますので、そういった手続をこの業者の方にとっていただく。その上で、そういった家庭から出る廃プラスチック類を処分していただく。そして、あくまでもこれらの施設を、本来ならもともとは事業所から出る産業廃棄物を処理していた施設ですから。そしてまた一方で、私どもとしては平成19年度にリサイクルプラザではこれをきちんとまた、廃棄物プラスチックを処理するリサイクルプラザができるわけです。この2年間に限って、今の支障のない範囲の中で、この家庭系のプラスチックを処分していただけないかと、こんなことで要請をさせていただいて、この4社を選定したということでございます。

高橋委員

今、都市計画審議会の審査が必要だということで伺いましたけれども、この4業者すべてということでもいいのでしょうか。

環境部長

私が聞いておりますのは、4業者のうち処理能力が小さいところはこれは要らないのですが、こういったところで、今、大森産業と興和産業の2社というふうに聞いております。残りは現在の中で一般廃棄物処理業の許可を出していただければ、これは一般でできます。

高橋委員

もう少し詳しく聞きますけれども、今の処理量が出ましたけれども、昨日伺いましたら、廃プラスチック1,289トンということで伺いました。これでよろしいでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

そのとおりで、1,289トンが廃プラスチックの収集予定でございます。

高橋委員

これは稼働日数で割ればトン数が出るわけですが、この4業者の振り分け、これはおよそどういうふうにご考えておりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

4業者の振り分けについてでございますけれども、現在、事業所から出ますプラスチック、産業廃棄物を処理しておりますので、現状の能力の中で、事業所から出るものを処理した後の余剰能力でしていただきたいというふうに考えております。そのような中では、1日当たりのプラスチックの収集予定量が5トンという中で組んでおりまして、そういう中で各業者に継続的に、安定的に、そして処理能力をオーバーしない形で、そしてなおかつ現有の処理能力を新たにセーブすることがないような形の処理の形態で考えてございます。

高橋委員

細かい話はまだこれからということなのですね。わかりました。今、5トン近くというふうに言われましたけれ

ども、260日で割ると4.9トンということで理解できます。

それで、一つ気になるのは、プラスチックが非常に環境ホルモンの固まりであるということを考えれば、安全性、住民に対して安全ですよと、こういうことをやはり訴えなければならないと思うのですけれども、その点はいかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

住民に対する安全性の関係でございますけれども、市といたしましては、基本的にはマテリアル、材料リサイクルを主に考えていきたいと思っております。マテリアルリサイクルできないものについては、最後の段階ですけれども、さらなる焼却等のリサイクルの形にはなるかと思っておりますけれども、基本的な考え方としては材料リサイクル、マテリアルということで進めていきたいと思っておりますので、その辺安全性を考えますとマテリアルリサイクルが正しい方向性ではないかというふうに思っております。

高橋委員

もう一つ、要するに今までと違って搬入量が多くなるわけです。そういう面での安全対策、若しくは付近住民の環境のマイナス面、こういう点はきちんと説明されているのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

施設の付近住民に関する環境保全等の関係でございますけれども、今回、住民説明会等をさせていただいたある業者の説明の中では、周辺住民に対してはこれまで以上に環境の保全、悪臭ですとか騒音等をきちんと調査しながら、付近住民に迷惑がかからないようなそういう形をするという宣言がされておりましたし、現行、事業系のプラスチックを処理しているほかの3社におきましても、市の指導の下、適正に処理されておりますけれども、今後も巡回などをしながら、そういう安全性等を指導してまいりたいというふうには思っております。

環境部長

今、委員のご指摘があった部分については、実はこれは私も今非常に心配をしている一つの部分でございます。これまでも住民説明の中で、今度新たに資源物としてリサイクルする部分があります。確かに、私も当初心配したのは、いわゆる廃棄物ですから、どうしても廃プラスチックを集めるといっても、そこにいろいろなものが付着していたり、あるいはそれをただ単に野積みをしているような状況ではどうしてもにおいが出るとか、いろいろな心配事は実際出てくるだろうと。そういった意味では、それが事業系だけだということであれば、まだ事業者責任でいいですけれども、今度は市の委託をすることで、集めたものを処理する。その2年間といえども、毎日のように継続的に処理をしていくということでございますので、私としてはこの業者との今後の協議の中で、実際にこの4月1日からやるときに、どういう具体的な安全対策をとって、周辺住民の方々に迷惑をかけないような対策を現在もいろいろな方法を取っていますけれども、特にその部分は重点を置いて、これからじゅうぶん協議してまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

これは部長の言うように、ぜひそれは大事な部分ですので、やっていただきたいというふうに思います。

それで、最終的にこれからのプロセスですけれども、この2社の方、都市計画審議会にいつごろかかって、4月に間に合うのかどうか、これを確認させてください。

(環境) 廃棄物対策課長

都市計画審議会のスケジュールの関係でございますけれども、都市計画審議会は来年の2月の下旬に開催する予定でございます。大森産業、興和産業の2社について、現在かかる予定の段取りになっております。4月1日に向けてのスケジュールでございますけれども、予算については2月に計上させていただきますけれども、契約は4月1日ということで、その4月1日、その業務の施行に向けまして、これから業者といろいろな話をしながら、施設の状況、それから選別場所、ヤードの保管、それから稼働状況等をいろいろ協議しながら、4月1日に向けてスタ

ートできるように進めてまいりたいというような状況です。

高橋委員

最後ですけれども、いろいろ質問すると答えていただけるわけですが、これは質問しなければ全く内容はわからなかったということになるかと思えます。ですから、昨日も言いましたけれども、情報提供はきちんとしていただきたいというふうに思いますが、最後に部長、お願いします。

環境部長

今まで我々が打合せをしております、環境部の内部でやはり私たちの意思形成の期間だったのだろうと、そこで可能性を探る期間だったということですが、まだ実は本決まりになっているわけではございません。やはり新年度予算の編成の中で、これから具体的に煮詰めていかなければならないものであると。これに限らず4月1日の有料化に向けてのもの、そういった意味では、今後、予算編成の中でいろいろ詰めていく過程がございますけれども、この辺の4事業者の選定をするのかとか、あるいは申請をする問題、幾つか今後議会でもご審議していただく内容等もございますので、私としてはできれば私どもの環境部が抱えている、4月からにに向けた問題につきましてはある程度整理しながら、できるだけ早く委員の皆さん方に我々の考え方を説明して、理解を得てまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

高橋委員

先ほど半年近く前から打合せをしていたような話ですが、ましてや都市計画審議会の日程まである程度決まっているとすれば、もうそれは報告していただいていたのではないかとというふうに思うのですが、いかがですか。

環境部長

その時点での、なぜこれが業者を先にこの可能性を探らなければならないかといいますと、私ども当初例えば4月1日からの有料化をするということであっても、今、私どもの施設がないわけです。市の方に施設がない。そうすると、やはり民間施設を活用できないかということが重要な選択肢であったと。その中で、市内には4社あるわけですが、この4社の方々にまず一つは打診をさせていただいたということです。ですから、そのことを私も前の議会、第3回定例会若しくは第2回定例会の中でも、記憶は定かではございませんけれども、市として施設がないので民間の施設を活用させていただくと、そういうことで、今市内の中でやっている業者の方々に協議をさせていただいたことは、前の議会でお答えした記憶が明確でございます。そのことに沿ってやっていたわけですが、今だんだんとその中で、当初、都市計画審議会までの必要であったかどうかということ、さまざまなことが出てきたものですから、今それを説明させていただいているということでございまして、全く何も説明のない中でやってきたというふうには私は考えておりません。

高橋委員

最後をお願いですが、何回も繰り返しますが、できるだけ情報については速やかに提供していただきたい。また、決まったものは速やかに報告していただきたいと、再度要望して終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後4時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

斎藤（博）委員

さくら学園とこども発達支援センターの状況について

それでは、まず最初に、福祉部に尋ねます。

4月1日に新しく稼働を始めておりますさくら学園とそれから新しく新設されております発達支援センターのその後の状況、特に利用者の状況について、まず聞かせていただきたい。

（福祉）こども発達支援センター所長

では、7月から開設しましたこども発達支援センターの利用者数について報告いたします。7月末の利用者数が96名、8月末が135名、9月末が132名、10月末が132名、11月末が141名ということで、8月以降は微増となっておりますけれども、この4か月間に新規の相談件数が22件となっておりますので、昨年とは比較はできないですけれども、かなりの相談申込件数がございます。

（福祉）子育て支援課長

さくら学園の利用状況であります。12月1日現在で通園児童数18名であります。今年4月当初11名でありましたから、その後、道の児童相談所での措置決定がなされまして、通園者が現状のとおり18名と増えてきている傾向にございます。

斎藤（博）委員

発達支援センターの130名強で動いている部分のそこには大きく二つ、三つの機能があると思うのですが、言葉とか相談とか訓練ということでは、機能別ではどうですか。

（福祉）こども発達支援センター所長

11月現在の時点で、センター本体というのが比較的発達の遅れの子ども、体の不自由な子どもですけれども、その利用者数が99件、それから分室と言われている、主に言葉の障害を持つ子どもの指導に該当する子どもが42件ということになっております。

斎藤（博）委員

こういう推移について、改めて福祉部の方としてはどういった評価をしているのか聞きたいと思います。また、あわせて新年度、平成17年度に向けて、特に発達支援センターの体制の整備に向けて、何か検討していることがあれば、もしくは現状でいくのか、その辺について聞かせていただきたいと思います。

さくら学園の利用状況の推移についての総括的な評価を聞かせていただきたいというのが一つ。それとは別に、発達支援センターの運用状況についての評価、それから小樽市でやっている発達支援センターの来年度に向けた体制の問題、現状でいくのか、強化していくのか、これについて聞かせてください。

（福祉）子育て支援課長

それでは、まず私の方から、さくら学園の関係について申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、今年度4月当初で11名だったものが、現在18名の通園者になっておりますので、その意味では増加傾向にあるというふうに見てよいかと思っております。ここ数年、さくら学園の利用状況は減ってきていた傾向にありました。平成15年度の月平均でいいますと、10名の通園者でしたけれども、現在18名ということでは増加傾向にあるのかなというふうに思っております。ただ、次年度以降の関係で申し上げますと、委託をしている事業であります。通園事業そのものについては、引き続き知的障害児通園施設としての運営を進めてまいりたいというふうを考えております。

（福祉）こども発達支援センター所長

次年度に関してですけれども、現在の運営の中では、小樽市内にいて療育を期待する軽度発達障害と言われる子どもたちへの支援の枠組みがまだじゅうぶんできていない部分だとか、まだ発達支援センターが機能拡大していく

余地は多分にあるのではないかとということで、現在、その役割について検討中です。次年度に向けて具体的な方向性は今述べきれませんが、発達支援センターが発揮していかなければならない役割はまだじゅうぶんあるというふうに理解しております。

斎藤（博）委員

発達支援センターについては、少なくとも今後の方向性としては前向きに考えていただいている。最低限でも今年の7月にスタートした体制については維持していきたいと、そういう理解でよろしいですか。

（福祉）こども発達支援センター所長

そのような理解でけっこうだと思います。

斎藤（博）委員

中央保育所について

次に、中央保育所のことについて何点が聞きたいというふうに思います。今回、公設民営でやっておりました中央保育所を民間の方に譲渡されるというようなことであります。まず最初に、この中央保育所で働いている保育士の資格を持っている方の数を教えてください。

（福祉）子育て支援課長

所長も保育士ですが、直接保育に携わるとい形態にはなっておりませんので、所長を除きまして、現在、保育士は19名が現場の保育にかかわっております。

斎藤（博）委員

次に、この中央保育所の12月1日現在の児童数を歳児別で教えてください。

（福祉）子育て支援課長

総数では118名です。それぞれ歳児別の人数では、ゼロ歳が14名、1歳が16名、2歳が23名、3歳が20名、4歳が22名、5歳が23名、合計で118名です。

斎藤（博）委員

今の歳児別の児童数を、厚生労働省基準に基づいて必要な保育士の数を出してください。

（福祉）子育て支援課長

厚生労働省基準で申し上げますと、厚生労働省基準、小数点第2位は切捨てという数字になっておりますので、まずゼロ歳児についていえば、1対3ですから4.6名、1歳児、2歳児は1対6ですから、両方合わせまして6.5名です。それから3歳児は1対20ですから、ちょうど1.0名です。それから4歳、5歳も両方とも1対30の配置基準ですから、両方合わせて1.5名です。合計で13.6名、この部分は切上げになりますから、厚生労働省基準からいいますと14名ということになります。

斎藤（博）委員

二つ尋ねたいと思います。小樽市の考えている人手と厚生労働省が言っているゼロ歳基準1対3について、どのような見解を持っているか伺います。

それからもう一つ、今回教えてもらっております19名の保育士の勤務形態について、わかっていたら教えてください。

（福祉）子育て支援課長

厚生労働省基準で申し上げますと、90名以上の保育所につきましては、先ほど申し上げましたその14名プラス休憩代替要員としてパート職員1名の配置ということは、まずは義務づけられております。

それから、前段お尋ねの1対3についてですが、ゼロ歳児の数にもよりますが、なかなか現実の問題としては産休明け8週間内に入ってくる子どもを1人の保育士で3名を見るという部分ではつらい面があるかなというふうに考えております。ちなみに、公立の保育所で申し上げますと、乳児につきましては1対2で保育士を配置しておりま

す。

それぞれ先ほど言いました歳児別での保育士配置の関係ですが、19名の内訳は、ゼロ歳児に5名、1歳児に4名、2歳児に4名、3歳、4歳、5歳、各1名で、16名が基本的な配置で、残りの3名についてはフリー配置という形で、例えば配置されている保育士が休んだ場合にそこに入るですとか、あるいはだれも休まない場合はそれぞれ全体的にフリーで保育をしているという、そういう内容であります。

斎藤（博）委員

ご承知のように、保育所というのは営業時間が市役所みたいに8時間ではなくて、朝の早い時間から夜もけっこう遅くまでやっているわけなのですけれども、そういった中で常に開所、14人の保育士が確保されているという認識に立たれているかどうかだけ聞かせてください。

（福祉）子育て支援課長

おっしゃるとおり、簡単に言いますと、保育士の勤務時間は1人当たり1日8時間なのですけれども、保育所の開所時間の基本としては11時間というふうに定められております。ですから、どこの保育所でもそうですが、その意味ではその11時間びっちり中央保育所であれば19名がいるという、そういった形ではございません。一般的には早出、中出、遅出という形で、一番最初に来る保育士が1ないし2名、それから3時以降、その早出の保育士が帰っていくという、そういったような形態で、これは公立・民間両方とも運営しているかと思えます。ただ、その早出、中出あるいは遅出の対応については、各保育所の歳児別に何歳の子どもが入ってきているのか、あるいは朝来る、あるいは帰る時間も早い方ですともう7時45分からすぐ来ますし、また3時、4時ぐらいに帰る子どももいるという中で、その実態に合わせて運用をしているというふうに思っております。

斎藤（博）委員

要するに、先ほどの答弁では、保育士が19名、厚生労働省基準でいうと14名に対し19名ということですから、一見5人ぐらいの余力を持って動かししているようにも聞こえるわけなのですけれども、実際の時間でいいますと、必ずしもどうなのかなというような部分があります。もう一度聞きますけれども、例えば中央保育所が1日の保育士の歳児別の張りつけ方というのがありますよね。クラス編製の仕方とか、そういったものを押えているかどうか聞きます。保育士の勤務表。

（福祉）子育て支援課長

それぞれ歳児別の配置、保育士は先ほど申し上げたとおりです。ただ、それぞれ個人個人が何時に出てきて何時に帰るのかということでは、ちょっと現状では押さえておりません。ただ、これは公立の保育所もそうすけれども、公立の保育所であれば、遅出が来た段階で全体の保育士がそろう形になります。ですから、朝の早い時間は歳児別にクラスを分けるのではなくて、混合といたしますが、子どもたち全体がそろうまでは混合という形で早出なり、中出なりの保育士が見ていて、全体がそろった段階で、それぞれ歳児別に分けてその日のカリキュラムというか、日程が始まるという、そんなような流れで運営されているというふうに理解しております。

斎藤（博）委員

状況というのは課長が言っているとおりなのです。ですから、例えば朝の7時には何人いて、8時に何人になって、9時、10時、11時になったら何人になるか。夜は4時、5時、6時になったらどういうふうに減っていった、その結果、朝の例えば8時台はゼロ歳とどこが組まされているのかとか、どういうクラスを持って、まさか私は中央保育所はわからないのですけれども、物すごいでかい部屋に118人の子どもが一斉に走っているわけではなくて、それなりの固まりで生活しているのだろうというふうに思うわけなのです、その状況についてを把握しているか聞いているわけなのです。

（福祉）子育て支援課長

全体的には先ほど言ったような形でやっていると思えます。これは公立の保育所につきましても、例えばA保育

所とB保育所で、その早出なり中出、遅出の時間が全く同じかといいますと、その保育所によってはその中でまたいろいろ調整をかけているという形でやっておりますので、今の段階で中央保育所は朝7時45分には何人の子どもがいて、何人の保育士が配置されているとかということころまでは押さえておりません。

斎藤（博）委員

公立保育所ですと、勤務表というのがあるというふう聞いていまして、保育士A、Bではなくて、少なくともどういう形で保育士が1日勤務して、早出は何時に帰っていくのか、その結果大抵その給食を食べる時間に保育士のピークを配置しながら運営しているというふうになっていて、その勤務表というのはつくっているはずなのです。だから、それは公立だろうと私立であろうと、公的な保育所を把握するという意味においては、福祉部としてはこういった形で保育士が配置されて、児童が、子どもたちが1日を暮らしているのかというのは押さえておくべきだというふうに思っているわけなので、今、中央保育所をベースに議論させてもらっているのですけれども、ほかの民間の保育所についても、子育て支援課として把握していると思うのですけれども、改めてどうですか。

（福祉）子育て支援課長

現状、これは委託している中央保育所に限らず、民設民営の保育所も毎月1日現在で、各歳児別の児童の報告をいただいて、それと同時にそれぞれゼロ歳、1歳から5歳までの歳児別に何名の保育士を配置しているかということでは毎月報告を受けるといふか、書類を提出していただいておりますけれども、現状で早出が何人で、早出の人は何時に帰って来たとか、そこまでは求めておりません。

斎藤（博）委員

私が言いたいのは、平べったく言うと、今課長が言っているとおりでよろしいのですよ。ただ、現実問題として、例えばゼロ歳、中央保育所ですと、今14人が来ているというふうに言われていますよね。例えば、その14人が仮に朝一番最初に8時ぐらいにそろったとしますよね。そうすると、厚生労働省は、ここには保育士は5人必要だといふふうに言っているわけですよ。そうですよね。小樽市としては、1人の保育士が万が一のときに、頭が据わるか据わらないかの子どもを抱いて逃げられるのは2人だというような認識を持っているというふう聞いていますから、両手しかないわけですから、背負うという時間がないという設定をすると、両手で抱きかかえて逃げるといふ設定をしていると私は理解しているわけなのです。あとは、くわえるぐらいしかないわけですから。そうしたときに、小樽市の方として、公的保育所の中でいったいどういった子どもの保育がされているのか、そういったことというのは押さえておくべきではないかというふうには私は思うのです。そういう意味で、保育士が何人いるのか、子どもが何人いるのかというデータ的には言っているとおりなのです。ただ、これからの課題として、こういった形で一つ一つの保育所が運営されているかということ把握しないと、実際問題としてはどうなっているかわからないわけです。これについてどう考えますか。

（福祉）子育て支援課長

当然、その保育所の運営あるいは保育内容につきまして、認可保育所ですから、どこかの公的な機関の運営実態についての監査等の必要はあるかと思えます。ただ、現状の法律体系の中では、その監査は道の権限の中で指導監査が入って、指摘する事項は道の方がその保育所に指摘するという形態をとっておりますので、制度上の中で、保育所が市への報告義務がある、あるいは市がそれに対して指導するという、そういう構造にはなっておりません。ただ、知っていた方がいいのか、知らない方がいいのかということからしますと、それぞれの運営についてどこまで市への報告義務を持たせられるのか、そういったことについては内部でも検討をしなければならないと思っております。

斎藤（博）委員

先ほどの中央保育所ですと、ゼロ歳の定員というのですか、これは10人というふうになっているのですね。ところが実際は14人の子どもが入っているわけです。それから1、2歳についても30人というふう設定していると

ころに、39人入っているわけです。そうしたら、実態としてどうなっているのだろうかという疑問を、当然持つべきではないかというふうに思うのです。総体として110人の保育所で設定してお願いしているところに、ゼロ歳、1、2歳が多いような状況なのですけれども、118人入っているわけですし、押しなべて平等に118人入っているわけではなくて、ここの保育所のようにゼロ歳、1、2歳で40人という設定している枠に対して、53人入っているわけです。半分近くがゼロ歳、1、2歳の子どもが入って、今保育されているわけです。そうしたときに、どういうふうにかこの子どもたちが保育されているのかということ、監査義務がどこにあるのかとか、報告義務なり権限がどこにあるのかということは別にして、公的保育所なのだということに言っているわけです。これは今、今回中央保育所について、公設民営から民設に移そうとしているわけです。それが、こういうところに追いやってしまうのではないかと私は心配しているわけなので、中央保育所だけではなくて、今実態としてある私立の保育所にもう少し小樽市としてどういう保育がされているのかということについて把握を、義務か権利かといったら言うとおりのだろうと思いますけれども、お願いできないものなのだろうか。そういった部分を保護者に説明する義務というのは、小樽市としてもあるのではないかと私は思うものですから、もう一度この部分について聞かせていただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

確かにご指摘のとおり、中央保育所の例をとりますと、総体で110名の定員に118名入っておりますし、一般的に未満児、ゼロ歳、1歳、2歳については現実にはそれぞれ定数を大幅に超えて児童数が入っております。これは全国的に待機児解消策という中で、厚生労働省の中でも一定の基準を設けて、定数を超えて子どもを受け入れるということは認められている内容であります。ただ、その内容にいたしましても、例えば保育指針の中で、それぞれの保育室の最低基準、1人当たり何平方メートルというもの、あるいは先ほど申し上げました保育士の配置基準というのはございますから、定数を上回って入れるにしても、面積要件なり、保育士の数というものは、その厚生労働省が定めている基準に基づいて対応しなければならないという基本的な担保はございます。ですから、どの保育所につきましても、その厚生労働省の定めている基準の範囲の中での定員枠を超えた入所数ということで、まずご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、後段のそれぞれの保育所の保育内容、それから人員の配置状況、それにつきましては、当然それぞれの保育所も保育士に対する勤務時間、労働条件、そういったものもそれぞれの運営形態で異なるだろうというふうには思っておりますので、どこまで市として報告をさせるという形にするか、あるいはそれに対して市が何らかの指導などをしていくのかという、そういった部分については、先ほども申し上げましたとおり、その権限との関係の中で、部内での研究をしなければならないというふうに思っております。

斎藤(博)委員

制度自体をうんぬんというのではなくて、今、小樽市は中央保育所を、子育て支援課長が言ったように把握できないところをお願いしようとしているのではないのですかと私は言っているわけです。それをもってして、前にも聞いているのですけれども、公的保育をどう担保するのですかと何回か聞いているのですけれども、大丈夫だという話は聞かされているわけです。ですから、そのときに小樽市の窓口に来て、この中央保育所の母親が、父親でもいいのだけれども、来年なりにうちのゼロ歳の、孫でもいいのですけれども、どうなっているのですかというときに、いや、これは今年から民営化されたので把握できないのですよという説明では済まないと思うのです。そこについて、改めて考えを聞きたいと思うのです。

(福祉)子育て支援課長

どうしても繰り返になってしまうわけですが、例えばAの保育所で保育指針等に定められている基本的な保育がされていないという事実があったとすれば、それはもちろん市に来てはだめだということではないのですけれども、それに対する指導監督はやはり道が負っているわけですから、私どもとしては道にそれを報告して、

道の現地監査を受けるという、そういった形態になるうかと思えます。

齋藤（博）委員

いや、それ自体がだめだと言っているのではなくて、私が言っているのは、これからの小樽市のスタンスとして、現行の例えば公設民営されている中央保育所を民営化していくという中で、民営化された保育所に対する把握というのはどうなっているのですかと尋ねているわけです。その中で、道の監査権限なり報告義務については、私の理解が違っていたらまた言ってもらいたいのですけれども、要するに今よりも小樽市として、今ぐらいの歳児別の保育士の張りつけ方とか、もっと端的に言うと、この19人の保育士の一人一人の勤務時間が8時間なのか6時間なのか3時間なのかを含めて把握、今ならできているのですか。それとも、それが来年の4月になるとできなくなるのですかと。できなくなるのであれば、できるようなシステムを何とかつくって行って、中央保育所の民営化を進めていただけませんかというふうに聞いているつもりなのです。

（福祉）子育て支援課長

これは暗に権限の問題になってしまうのかもわかりませんが、現在は民設民営の保育所あるいは中央保育所のように公設民営の保育所を含めまして、委員が言われているような保育内容に関する指導監査、この権限はあくまでも道が持っているわけです。ですから、その勤務体制ですとか、入っている子どもに対してのその時間帯での保育士の対応ですとか、そういったものというのは、基本的に道が掌握し、そこに問題があれば道が指摘するという構造にはなっているわけですから、それを超えて市がするですとか、そういったことにはやはりならないのではないかというふうに思っております。

齋藤（博）委員

私が言っているのは、それが増えるのではないのですかと。その部分が民営化という中で増えていくのではないのですかというふうに心配している。公設でやっているときには各保育所の状況の把握の仕方と、民間にお願いした場合に、監査権限を含めて道に行ったときに、小樽市として小樽市民の子どもが入っている保育所の状況把握なり、情報の収集のシステムが一步遠くなるのではないのですかと。それをどう思うのですかと。私はやはりそれは公立で持っていたのと同じぐらいの把握の仕方をしておいてもらいたいというふうに思うものですから、繰り返し聞いているわけなのですけれども、どうなのでしょう。

（福祉）子育て支援課長

一つは、現状の中央保育所で申し上げますと、まず現状委託している中央保育所というレベルで言えば、現在も中央保育所の委託契約の中には、児童福祉法も含めてその保育の指針、そういった関係法令を遵守することという1項は載っております。今後、今委員のおっしゃっている指定管理者制度という中で、新たに公立保育所を指定管理者に運営をさせるということは検討しているわけですが、仮に想定するとすれば、それはその対象事業者を含めて公募という一つの原則というのがあるわけですから、そういう中で転がしていくというふうになった場合には、当然配置人員はどうなるのか、その運営しようとしている事業主が持っているノウハウなり、保育士の経験なり、保育士の勤務体制なり、そういったものは公募に当たっての審査の一つの基準として、当然提出させ審査するという、そういった枠組みになるだろうというふうに思っています。ですから、その意味で、本会議でも市長の方から答弁していますが、その公立7保育所の指定管理者制度の導入については、現状で今原課におきましてその公募対象あるいは選考の方法、そういったものを研究している段階であるということでご理解いただきたいと思えます。

齋藤（博）委員

市長も言っただろうし、部長も、課長も言っている公立保育所の在り方の将来的な部分での話も念頭にはあるわけなのですけれども、今、具体的に聞いているのは、この中央保育所が公設民営から民営化されるという中で、私が聞いている印象としては小樽市のかかわりが薄くなるのではないのですかと。私が聞いているように、例えばゼロ歳

の子どもはどういうふうには保育されているのでしょうかというふうに聞いたときに、それは道に聞いてくださいというような話になるのであれば、おかしいのではないのでしょうかというようなことを今繰り返し聞いていて、何とかそういったところを小樽市としてクリアできるようなことを考えていかないと、公的保育で市民サービスなり質は変わらないと言っている部分が担保できていかないのではないのかなという心配があるもので、繰り返しているわけなのであります。改めて見解をお願いします。

福祉部長

委員がおっしゃっているのは、たぶん施設の運営をしていくに当たって、今までの公設民営といわゆる民設民営と、どうしても公のかかわりが薄くなるのではないかと、こういうご心配かなというふうに思うわけです。ただ、先ほども課長が話していますとおり、基準に合わせての保育士と子どもたちのそういう情報というのですか、資料といたしまししょうか、そういうものは必ず毎月提出していただいて、そこら辺の形は確かに公設民営であっても、民設民営であっても、あるいは公設公営であっても、基本的には変わってございませんので、そういう部分でその基準がある意味できちんと守られていっているかどうか、そこら辺の把握はこれからも変わらないだろうというふうに思っているわけです。ただ、その中で、たぶん一人一人の保育士の勤務形態を含めて、いろいろご心配になつて部分があるのかなと。その細かい時間帯できちんと守られているかどうかというところの保育士の勤務条件等を含めてのご心配かなというふうに思うのですが、勤務条件等を含めての部分は、ある意味で雇用者との関係なり、それから実際に預かる子どもが基本的に時間帯も移動があるという部分はありますので、そこら辺の細かいところはある意味でそれぞれの今の公設民営でも、民設民営でも、基本的には法人側のといいまししょうか、委託先、それから実際に経営をしている法人側の管理の中で、当然じゅうぶんそこら辺は配慮しながら進んでいるというふうに思っていますので、基本的には民設民営になつても、今の民設公営から変わったとしても、そんなに変わりはないのではないかなというふうには考えております。

斎藤（博）委員

いや、この次やります。ただ、私は心配しているのではないのです。具体的に見せてくれと聞いているわけです。今、部長が心配するなと言うのだったら、心配するなと言っているのだから、それはそれでいいといえいいのしょうけれども、私が言ったのはそういった例えば公立保育所であれば出てくるようなデータが、民間にいった場合には出てこなくなるときに、そこをだれが保障してくれているのかという部分が、何だか吹っきれていないというようなところで、この部分はこれで終わります。

待機児について

次に、待機児について尋ねたいというふうに思います。現在の待機児の状況は昨年と比べてどうなっているのかという部分、それから今年4月に定数の見直しを行って、50人ほど子どもを受け入れる体制を強化したというふうに理解しているわけなのですが、現状どうなっているのかなという心配、それから来年に向けて何か検討できることがあるのかどうかを聞かせていただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

まず、入所の状況なのですが、それぞれ15年度、16年度、直近の12月1日現在の数字で申し上げます。まず、公立、民間含めまして、認可保育所の入所児童数、まず今年の12月1日ですけれども、1,667名です。それから、昨年の12月1日は1,637名です。ですから、その意味では、去年と比べて30名多く入所を受けております。ですから、その部分から申し上げますと、50名定数を増やしたことによって、一定の効果は当然あったものというふうに思っています。

それから、待機児で申し上げますと、去年の12月段階では86名、今年の12月段階では74名という数字になっております。去年よりも十数名少なくなつてはおりますけれども、74名の待機児というのは決して少ない数ではございませんので、私どもも来年の体制について、待機児解消に向けてどういった方策があるのか、民間の保育所あるい

は公立の保育所も含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

斎藤（博）委員

これは要望というか、話なのですけれども、待機児74名のうち、半分以上がゼロ歳、1、2歳だというふうに聞いているわけですし、一番手間がかかって、先ほど言っているように国の基準でも1対3とか、小樽市でいうと2対1とか6対1という、悪いけれども非常に手間のかかる子どもが待機している。逆に言うと、こういうゼロ歳、1、2歳だから、保育所の方も受けきれない。それで、変な言い方ですけれども、5歳ぐらいの子どもでしたら多少の無理で入所できるのですけれども、ゼロ歳が1人、2人というのは、非常に大きなボリュームを持っているわけですし、そこが待機児となって、1、2歳で43人の待機とかということになっているのではないかとこのように思うわけです。そういった意味で、去年もやっていますし、先ほど課長が言っていた建物自体も容量の限界というのがあるわけですが、例えば歳児別を見直すと、これは定数は増えなくて、保育士だけを増やすので、違う角度から見るとどうということかなというふうにも思わないわけではないのですけれども、やはりゼロ歳、1、2歳という手間もかかるしお金もかかるところに手厚くする体制をとらないと、待機児解消につながらないのではないかとこのように思うので、検討いただきたいというふうに思います。

福祉部長

先ほど課長からも答弁しましたけれども、そういう意味で、小さい子どもといいたいでしょうか、最近では増えているそうです。どういう手だてがあるか、また、私どもも検討していきたいというふうに考えております。

斎藤（博）委員

次に、保健所に尋ねたいと思います。

小樽市社会福祉施設等整備審査委員会について

最初に、10月26日付けで介護老人保健施設について報告という文書をいただいております。結果として、医療法人社団なつ胃腸科内科クリニックを推薦することになったという結果をいただいております。その裏側に順位表というものが載っているわけでありまして、こういった部分まで知らせていただいたという部分においては感謝いたしたいというふうに思うわけなのですけれども、もう少し踏み込んだという部分で、若干の審査委員会の設置から、この結果が出るまでの経過なり、それから共通審査基準を設けて今回やっているというふうに聞いておりますので、この結果、それから今後の流れについてまとめて聞かせていただきたいというふうに思います。

（保健所）保健総務課長

小樽市社会福祉施設等整備審査委員会に関してのご質問でございますけれども、まず第1回は6月30日に開催しておりまして、このときにいわゆるこの審査委員会で何をどう審査するかということについて、事務局の原案に基づきまして7名の審査委員の方々からのご意見を伺って、まず一つには共通審査基準というものを作成いたしました。これは、本日資料を出しております審査項目、そして30点満点の配点、この大枠の部分で共通審査基準を定めてございます。その後、希望される法人の告知に時間の余裕を設けましたので、10月中旬までに資料を出していただくという中で、各審査委員の方々にはそのとき渡しました要綱なり、あるいはその今の社会福祉施設の状況についてのご検討をいただいた上で、第2回目を10月15日に審査委員会を開催しております。このときには個別審査基準、それぞれ例えば基本理念3点というけれども、どういうときに3点なのか、2点なのか、1点なのか、そういう細かい部分、あるいは用地の確保状況であれば、その売買契約までいったのか、予約なのか、単なる賃貸なのか、口約束なのかというようなそういうことで、ハード部分に関しては6点満点、そしてソフト部分に関しては3点満点ということで、それぞれの項目についてご審議をいただいて、個別審査基準を定めたわけです。これは全員が同じ点数になってしまうとは全く意味がございませんので、その委員の方々例えば基本理念なり、あるいはその苦情対応あるいは感染症予防、安全対策ということについて、資料をごらんいただいた中でご判断をいただく大まかな基準を4段階ぐらいに分けて、3点満点のものであれば3、2、1、ゼロという点数を入れていただいて、

それぞれの順位づけの参考にしていただくと、そういうようなことで決めていただきました。その日に、ちょうど各法人からの締切りの日でしたので、委員全員にそれぞれの事前協議書、これのここにごきます七つの項目を詳細に説明する資料を添付したものを、これを渡しまして、内容のじゅうぶんなご検討をお願いして、不明な部分については、10月25日に開催される公開プレゼンテーションで公開されている市民の皆さんと一緒に伺って、その後まだご質問があれば、これは非公開でご質問をしていただいて、そして最終的な採点の確認をいただき、その日にご提出、そして順位点に換算をしたもので順位づけをする。そして、翌日公表するというところについてご承いただいたところでございます。10月25日に市民会館の地下1号室、公開の中には60名から70名程度の一般市民の方々にお入りいただいたと思いますけれども、その中で3法人から10分ずつのご説明をいただきまして、その後非公開の状況の中で、各委員からそれぞれの法人に対して20分ないし30分の質疑がありまして、その後、採点をいただき、6時から開始した公開プレゼンテーションですけれども、最終的な点数が入って、順位が決まったのが8時過ぎぐらいだと、そんな状況でございました。翌日、委員長からの報告を市長決裁をとりまして、先ほどお話にありました26日の文書を議会あるいは報道機関、当然各法人あてに通知いたしまして、その後決まりましたなつい胃腸科内科クリニックにつきましては、後志支庁の担当部署に照会をいたしまして、今後の補助申請あるいは開設許可の申請についての今協議をしていただいていると。補助金等の予算の措置につきましても、後志支庁経由で今お願いをしていると、そんな状況でございます。

斎藤（博）委員

今後の流れも、そういった状況の中で進めているという理解でよろしいでしょうか。

（保健所）保健総務課長

はい。

斎藤（博）委員

救急医療体制について

それでは次に、保健所に違うことで聞きたいと思います。

新しい病院をつくるという議論の中で、救急の在り方なり、地域連携の在り方について、いろいろな議論が出ているのは承知だと思うのですが、それでまず聞きたいのは、夜間急病センターが現在あるわけですし、それに対する行政としての評価、それから市民の皆さんが現行の夜間急病センターの役割なり状態、サービスの内容を含めて、持ってくるとしたら保健所かというふう思うのですけれども、こういったような声を持っているか。要するに、行政的にどういう評価をされているか。小樽市民の方から見て、現行の夜間急病センターというのは、どういうふう映っているのか、行ってみたいときにこういった感想をお持ちになったのか、そういった部分で押さえているものがあつたら聞かせていただきたいと思います。

（保健所）保健総務課長

夜間急病センターについてでございますけれども、行政上の評価といいますが、これは今の場所に、済生会の隣接したところに行ってもう10年たつわけですけれども、その中で現在は内科系、外科系の医師が1名ずつ、そして夜間午後6時から翌朝7時まで、その中でも6時から9時までは市内の医師会の医師方が当番で3時間詰めていただいている。その後、9時から翌朝までについては、大学の医局からの派遣の医師に診ていただいているという状況でございます。これに対しての市民からの評価といいますが、あるいは苦情といいますが、そういう部分につきましては、私どもから医師会に対して、夜間急病センターの運営を委託しておりますけれども、その中で実務担当者会議というのを年に2回開いてございます。これは医師会の方が事務局となってやっけていただいているわけですけれども、私ども保健所と医師会とそれから消防本部、それから実際の夜間急病センターで勤務をしていただいている看護師にお入りをお願いして、例えばその受診者の状況ですとか、転送の状況、そういうことについての経過報告であるとか、あるいは苦情対応についてのお話ということをそこで検討しております。また、別の部分では、

私どもに直接電話で苦情が入ったり、あるいは市長への手紙という形で苦情が入ることがございますけれども、そのほかいろいろな部分での話の中で、一番多いのはやはり小児科の専門医が配置されるべきであるという話がございます。

それともう一つは、先ほど朝の7時までという話をしましたけれども、昨日も別の委員からご質問がありましたけれども、7時から9時までのいわゆる空白の時間帯、在宅サポートということで、電話で連絡をとるようにしておりますけれども、そういう時間、空白を埋められないのかということ、それから場所が今梅ヶ枝町にございますもので、いわゆる小樽市の北部地区にあるわけで、これが中央地区というか、市内のどこからも近い位置に持ってこられないのかと、こういうような市民の声があるというふうに把握しております。

斎藤（博）委員

今、空白の時間帯なり、小児科医の部分、それから設置場所の部分等についての苦情があるというような押さえはしているということによろしいですね。この救急の部分、それはそれでわかりました。

もう一つ、尋ねたいのは、違うことなのですけれども、今日、報告いただいた市立病院の精査・検討結果の11ページに、救急医療検討委員会を設置し、協議を進めていきたいというフレーズがあるわけです。救急医療について医師会とやっていきたいというような部分がかかれていていると思います。

それと、前回、12月1日の市立病院調査特別委員会のいろいろな議論の中で、最終的に仮称なのかどうかわかりませんが、地域医療に関する諮問機関でしたか、そういったものをつくっていくというようなことが答弁されたように記憶しているわけなのですが、この兼ね合いといいますか、端的に言うと、それはどういう役割を果たそうとしているのか。それから、どちらも医師会と協議していくというふうに言っているわけなのですが、そこら辺の兼ね合いについて説明していただきたいと思います。

（保健所）保健総務課長

病院からの報告の内容でございますけれども、12月1日の市立病院調査特別委員会の中で、私の方から答弁しておりますので、その流れで説明させていただきますけれども、報告の中にありますそういう救急医療についての検討のことと、私どもからあるいは保健所長から答弁した、2日後の新聞記事になった中身というのは少し中身が違いまして、いわゆる新市立病院基本構想というのは、あくまでも小樽病院の中での救急のことがどうしてもメインになっているかと思っておりますけれども、小樽市全体の救急医療については、私ども保健所の所管でございますので、そのことについて医師会の方に病院の方から今回の構想についての話をしたときに、この救急の案というものは理想的な形なのかもしれないけれども、実現の可能性について疑問があるので賛成できないという話があったわけです。そうしますと、小樽市の今継続してやっている救急医療体制というのは、私どもから医師会に委託をして1次救急、そして2次救急については、公的病院を含めての輪番制で今実施をしているわけですから、その中で新しい病院ができて、できなくても、これは小樽市の救急医療体制というのはなくするわけにはいかないわけですから、その部分をこれまでもいろいろな機会でのお話があったのでしょうけれども、今回は医師会の医師方、それから小樽病院、第二病院の医師方、そして公的病院の医師方、これは公的病院、三つの病院で救急を診ております協会病院、エキサイカイ病院、済生会病院、この三つなのですけれども、この病院から医師をご推薦いただいて、それに保健所長を加えて13名で、市長からの諮問に応じて小樽市全体の救急医療体制、これを現状こうあって、それを新市立病院ができていく中、それまでの間、それからできてからのことも含めて、どうあるべきなのか。当然、小樽市の人口の構成も変わっていきますし、医師の確保状況についても刻々と5年、10年とたてば変わっていきます。そういうことを実際に医療の現場にいらっしゃる医師の方々に、それぞれそれぞれの病院の方々に、それから医師会という開業医を中心とした団体の中からの話、そして私どもからは救急だけではなくて、医師会にはさまざまな例えば予防接種ですとか、基本健診ですとか、そういう委託をしているわけですが、そういうことも含めて、小樽市全体の医療体制の中で救急医療がどうあるべきなのか、そういうことについて市長に答申いただきたい、そう

いう会議を小樽市救急医療体制検討委員会という、これは仮称をとりまして、既に委員の推薦依頼を医師会とそれから二つの市立病院、それと公的医療機関にしております、12月7日付けで依頼をしておりますから、今週中に委員のご推薦をいただきまして、何とか年末までに第1回目の検討委員会を開催したいというふうに思います。

斎藤（博）委員

もう一度教えてもらいたいのですけれども、そうするとこの11ページに書いてある救急医療検討委員会と今課長が言っているものは同じものだと理解していいですか。

（保健所）保健総務課長

違います。11ページに書いてある内容というのは、医師会に言って賛成できないと言われる前の検討機関なのです。

（総務）市立病院新築準備室長

この11ページに書いてある検討委員会は、これはまだ保健所で今話があったその検討委員会ができる前に、新病院の救急医療体制について、医師を11名新規に採用するというようなことの方でございましたので、それに向けて今非常に医師確保が難しい状況なものですから、その医師確保のために、こういったような委員会を立ち上げて、医師確保に全力を挙げるといったような形でこういう書き方をして、委員会を設置したいというようなことで設置したわけでございますけれども、その後、先ほど申し上げましたように、保健所の方から話がありましたように、ああいう形で市長の諮問機関という形でスタートいたしましたので、その結果によっては、こちらの11ページに書いている委員会がどういう形になるかというのは、少し変わってくる可能性もあるということでご理解いただきたいとします。

斎藤（博）委員

この項最後なのですけれども、12月7日付けでお願いしていると言っているのですけれども、何をやる機関なのかということを示したような文書というのは、これはこういうことについてやりたいというものは。

（保健所）保健総務課長

要綱を定めて、目的、それから諮問する内容につきましては、明示をさせていただきますので、後ほどごらんいただきたいとします。

斎藤（博）委員

ふれあい収集について

環境部に一つだけ尋ねたいと思います。

今年新しい事業で、ふれあい収集を小樽市として進めていくというふうになっていると思うのですが、今日もらった資料について質問があったと思うわけですが、実際のこの運営なり運用の部分で、こういった基準、例えば年齢とか、それから介護の方法とか、それから障害の度合いとか、いわゆるそういう一定の基準をつくらうとしているのか、つくるのであればこういったものを考えられているのか、それからこういったマニュアルを用意しようとしているのかを聞かせていただきたいとします。

（環境）工藤副参事

他都市の例では、要介護1とか2とかと決めていますし、障害者手帳の1級の交付を受けている人とかありますけれども、いずれにいたしましても結果的には何らかの都合でもってごみ出しができない。だれが見ても、客観的に見ても、ごみ出しは困難であるというところを対象としておりますので、現在、小樽市として考えている部分では、そういうような基準は設定しない。要介護1以上だとか、障害者手帳がどうのこうの。あくまでも本人の申出がありまして、それを受けて、現在考えているのは、事業所の係長が1名と、指導員1名、2名でもって状況を確認し、これはごみ出しが困難だという部分については対象としていくという考えで進めて案をつくっております。

斎藤（博）委員

工藤副参事に言われると、そうかなという気もするのですけれども、ちょっとどうかなと思うのは、お互いにどうこうではなくても、担当する職員もそうでしょうし、願ひする人についても、今の説明でいくと相談されたら極力のでいきたいというか、了解していきたいというように聞こえてしまうのですけれども、当然予算の問題とか、人員の問題等が出てくるわけですから、どこかで手を引かざるをえないのではないかというふうに私は思うのです。聞くこと自体については、私はだめだとも言わないのですけれども、その際に担当2人が聞きに行つて、議論をして、判断をするというのは一つの考え方だと思うわけなのですけれども、それにしてもなぜなのだという話が出ないような、旭川市みたいなきちんとしたものが、果たして実態はどれだけ反映しているのかということについては言われているような部分もあります。当然こぼれている部分も出てくるのでしようけれども、何らかのマニュアルが必要ではないかなというふうに思いますので、この部分についてはもう少し検討していただきたいというふうに思います。

環境部次長

今考えているのは、要するに高齢者だとか、身障者というだけではなくて、例えば小樽の場合、単身世帯、若い方もいるでしょうし、お年寄りもいると思うのです。ふだんは元気だけれども、例えば病気で短期間動けないというような場合も考えられるだろうと。そういうときにあなたは若いからだめです、病気ではだめですということではなくて、何らかの理由でごみ出しができない、それは世帯単位で考えますから。ですから現在もそういう方がいるだろうと思いますので、それほど多くはないという部分です。というのは、世帯の中でだれかがごみ出しができる、あるいは世帯ではないけれども、近所の方がやってくれるという部分もあるかもしれないですし、あるいはホームヘルパーがいたらやっていただく場合もあるかもしれない。それは、例えば高齢者あるいは身体障害者であれば、そういったような形もあるかもしれませんが、普通の方たちが病気で寝込んでしまったといった場合には、ヘルパーもいませんし、近所のつき合いもないということもあるかもしれません。そういうことも考えまして、先ほど副参事が答弁したように、何らかの理由によってごみ出しができない世帯という形で考えようということなのです。

マニュアルという話ですけれども、今これは要綱でやっていこうというふうに考えております。小樽市で考えられることは、高齢者もありますけれども、高齢のために体が動かないということもあるでしょうし、痴呆の関係も出るかもしれない。あるいは、世帯には複数いるのだけれども、1人が動けなくて、その看護又は介護のために、ごみなどを出す時間にごみ出しができないということもあるかもしれない。いろいろなケースがあると思うのです。ですから、今委員がおっしゃるような、旭川市のように身障で今何級だとか、介護度が何とかというのではなくて、何らかの理由によってできない世帯があれば、それは個別に伺いますよと。そのときにまたいろいろと打合せをしなければならぬということがあると思うのです。どこに出すか、どういうふうに出すか、いつ集めるのか。これは通常の収集日には限らないと思うのです。そういうこともあるものですから、柔軟に対応できるように考えたい。それについては要綱で決めていきたいというふうに考えています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

高島、赤岩保育所の統廃合について

初めに、福祉部に尋ねます。高島、赤岩の保育所の統廃合の問題がありまして、その結果、高島保育所を廃止して、赤岩に新しい保育所をつくった。合併をするということで、平成13年に予定よりも1年遅れて着工し、平成14年に開始をいたしました。そしてまた、その経緯に、高島保育所に通われている父母、あるいはまた地域の方から、

平成11年12月の第4回定例会でございますけれども、請願第9号が提出されております。この内容が高島保育所の存続方について。これに関係いたしまして、私も質問しております。私は、現状のままでの統合は反対しました。といいますのは、高島保育所から、もし赤岩に統合となった場合、冬期間の道路事情が非常に危険だと、そういうことでこれが解決されるならばということで質問しております。また、請願の大きな柱は、やはり冬期間の道路の問題でございました。このときにも言っておりますけれども、場所によっては朝はスクールゾーンでございます。しかし、地域の車は自由に出入りできますし、特に冬期間、下校時などは子どもの状況を見てみると、場所によっては全く狭くて、雪の山に避難をしなければならない箇所が何か所かあると。これらはどうなのだとということで質問し、当時の福祉部長の答弁もいただいております。関係部と協議をし、適切な対応をしたいと考えておりますということで、当時の部長の答弁をいただいておりますけれども、このときどういうふうに関係部と協議されたのか、その内容についてまず聞かせてください。

(福祉)子育て支援課長

今の委員のご指摘の通りは、ちょうど旧高島保育所の前の通り、柏寿司からずっと上がってきて、小学校に抜けるところだと思います。ご指摘のとおり、朝はスクールゾーンになっている道路であります。それで、私も当時の第4回定例会でのやりとりの部分の議事録を見ましたけれども、たしかここの部分については、当時行っていました保護者との話合いの中でも、保育所の移転うんぬんとは別に、あそこの道路事情については極めて悪いので改善してほしいということの要望が出されたということは、記録にも残っております。当然、除雪の関係でありますので、当時の福祉部の方から、当時は土木部の土木事業所だと思いますけれども、そちらの方に除雪関係の改善の要請をしたというふうを考えております。それで、現在のこの道の除雪の体制なのですが、維持課の方からも聞いてきましたが、現状としては除雪・排雪等の第1種対応になっていること、それから、けっこう急斜面になっておりますので、パトロールカーを走らせて必要に応じて砂まき車を出して、砂をまいている対応をしているというふうを担当課の方から聞いております。

大島委員

全く変わっていないのですね。同じ第4回定例会で、建設常任委員会で私が質問しているのです。当時の土木部長、合併の問題もあるので、これは特別な体制を組むということも過去には言っていた経緯があるのです。これは11年ですから、オープンしたのが14年ですから、その後部長がかわっておりますし、担当ももちろんかわっております。昨日、維持課の方にどういうふうになっていると聞いたら、いや、私も来たばかりでわからないと、引継ぎの事項の中にも格別入っていないというような答弁なのです。全く現状は議会の答弁だけにすぎないのですよ。はるができました。保育所ができました。そしてまた、生活支援センターができました。ケアハウスもできました。これはもうこの地域の車の交通事情は一変しております。そういう現状を皆さんは見ていますか。空き地が全部、職員や今言った関連施設の駐車場になっております。何十台ですよ。確かにをはるができてから、この北山中学校下通線といいます。これに、道路幅は同じですけども、歩道もできました。けれども、保育所の方も毎日手をつないで通る親子がいるのです。歩道ができたけれども、車道の雪を上げているではないですか。こんな状況が今でも続いているのです。新聞を見て承知だと思いますけれども、高島で12月2日、場所はちょっとこれは離れておりますけれども、トラックが滑って電柱をなぎ倒したと、こういう事故も発生しているのです。だからいくらここで立派な答弁をしたって、実際は何も変わっておりませんよ、課長、部長。実情を見てくださいよ。そうしなければ、これはただの議会の答弁にしからずしません。現状、車がどういう状況にあるのか、駐車場がどれだけ増えているのか、車の台数がどのくらいあるのか、現状を把握して、これは早急に対応していただきたい。金がない、金がないということで、予算を削るのはけっこうです。しかし、生命と財産にまで危険を及ぼすような予算のつけ方はやめいただきたい。

昨日も所管は違いますけれども、北山中学校に上ってきた工事の車、2トンのユニック車、上れなくて滑り落ち

て、カーブミラー、砂箱を壊しています。これは毎年なのです。こういう地域にこういう施設をつくったのですから、しかも高島にあったやつをこういう約束の下で、請願者に対しても約束をしています。そういう中でつくった施設ですから、これはもっともっと魂を入れてやっていただきたい。声がちょっと大きくなりましたけれども、それくらいせっぱ詰まっています。朝の通勤を見てください。あの見通しのきかないカーブ、すごいですよ。そこにあなた方がああいう施設をつくったわけですから、まず道路の整備が一番大事ではないですか。地域に住む一人として非常に憤慨しておりますし、しかもここはどちらも北山中学校、高島小学校の通学路でございます。これはもう真剣にこの冬はこれからは取り組んでいただきたいと、強く思っておりますけれども、部長、いかがですか。

福祉部長

私も11年当時の議事録を見させていただきまして、調べさせていただきました。その結果、確かに市の関係部局の方と当時やりとりをしまして、強く要請をしているということはわかりました。ただ、あれからまた、けっこう期間的に過ぎて、経過している部分もありますし、現実に保育園という問題も出るかと思えますけれども、通学路等でございますので、またじゅうぶん今お話しいただいたようなことを踏まえまして、関係部局、特に建設部サイドになるかと思えますけれども、こういうところでまた教育委員会等ともじゅうぶん連携をとりながら、どういう手だてがあるか、じゅうぶんまた話をしていきたいなというふうに考えております。

大島委員

ぜひ、検討していただきたい。職員に1台、車で来るような状況でございます。何十台です。けれども、道路は依然としてそのまま。そういう状況の中で、毎日子どもたちが、あるいは保育所の親が通っておりますので、まず現状を見ていただきたいのだと。そして、安全に通えるような除雪体制をつくっていただきたいし、また、場合によっては、あれだけの施設ができたわけですから、道路の拡張あるいは歩道の整備なども必要かと思えます。残念ながら、ここに歩道があるのははるの裏だけでございます。あとは1車線で車が向かい合って交差することはできません。そういう中で子どもたちが毎日、あるいは地域の方々が毎日生活しておりますので、抜本的な改善を本当に関係部局と相談して、来たばかりでわからない、引継ぎ事項にないなんて言うことのないように、ぜひ取り組んでいただきたいと、そのように思います。

電動生ごみ処理機の助成について

それから、次に環境部に尋ねます。

予算特別委員会でも電動生ごみ処理機の機械について、第3回定例会の廃棄物対策課長の答弁がちょっとおかしいのではないのかということで非常に疑問を持ちまして、10月に四国の山合いのまちに行き、その実情も先日話しました。今日、ここの中では、確かに市民からも電動の生ごみ処理機の要望があると、検討するということがございますので、これは先日の引き続きになりますけれども、真剣に考えていただきたいと思えます。といたしますのは、先ほども質問がありましたように、生ごみというのは非常に焼却の効率を悪くする一つの大きな原因だと。そうすると、これに助成を出しても、その見返りというのは処理費の方で必ず浮くだろうと。浮きます、これは間違いないです。そういう減量のことでございますので、これは検討だけに終わらないように、ぜひ新年度から、再度よろしくをお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

電動生ごみ処理機の助成の関係についてでございますけれども、先ほども環境部長の方から前向きな発言もあったかと思えますけれども、来年に向けまして、先ほどお渡ししたこの資料の中にも要望も、これはあったのはたしか1件だったと思えます。その1件ですけれども、市民のごみ減量をしたいというその意識、それを大切にしたいと思えますので、前向きに検討していきたいと思っております。

大島委員

私はこの資料を見て、一番最後だから、ああ、今のぎりぎりの予算特別委員会でいろいろ質問しているから、39

番の一番最後に加えたのかなというふうに、私は根性が悪いですから、そういうふうに聞いていたのです。済みません。そういうようなことをお願いします。

資源物回収ボックスについて

次に、同じく資源回収ボックスについて。新年度から、公共的な施設といいますが、そういうところに20数か所ですか、箇所づけはしているのかな、まだしていないですか。そういうような話がございましたけれども、どのくらいの数を考えているのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

資源回収ボックスの助成の数についてでございますけれども、要望等の関係は前回第3回定例会でも話させていただきましたけれども、現在、作成中でございます。補助率ですとか、それから上限の金額、その辺のいろいろな状況を勘案しながら、その個数を決めて今後予算の関係で決めていくこととなりますけれども、現状では何個ということはまだ今段階では示せないのですけれども、もうまもなく予算の関係も締め切られています。来年になりましたら、予算の時期にはきちんと説明したいと思います。それ相当の金額は助成できるのではないかとというふうには考えております。

大島委員

この資源回収ボックスについても、第3回定例会で質問させていただいております。要望があれば、つけたくても地域によっては場所がないということで、つけられない地域もたくさんあると思います。けれども、その反対に置く用地があるというふうになると、町会や何かにかかわらず、例えば地域がまとまって、何十軒かあるいは10軒でも20軒でもいいです、それをつけるという話も実際には出てきているのです。そういうときに、例えばこの町会は1か所だよ、何か所だということで箇所づけされてしまうと、せっかく減量化に取り組もうとしている市民の意識が、そこでまた一般のごみに出される可能性があると思うのです。そういうことで、できればつけたいという、設置をしたいという町会や自治会、あるいはいろいろな団体にありまして、これは積極的に取り入れていただきたいと。そして、その減量化に取り組むという市民の意識を尊重していただきたいなど、そういうふうに思っておりますけれども、いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

資源回収ボックスの予算の措置の関係でございますけれども、私ども今鋭意予算に向けましていろいろ積算しているところでございますけれども、委員がおっしゃるように、市民のその意識というのは大切にしたいと思いますし、また、資源回収ボックスを設置することによりまして、明らかにごみの減量も目に見えてわかるのではないかと思いますので、市といたしましては新年度予算の計上に関しましては、できるだけ町会等の要望にこたえられるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

大島委員

町会だけではなくて、設置したいという町会以外の団体や地域が、自治会等がありましたら、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

新市立病院と小学校統廃合の関係について

小樽病院に1点だけお尋ねいたします。小樽病院と小学校の統廃合とは切っても切れない仲にあるのだと私は認識しております。そういう中で先日、学校適正配置等調査特別委員会の方から校名が出されました。校名が出されて、私は、ああ、これでいよいよ病院の方もその事業化に向けて進むきっかけができたのかなと、そういうふうに思っておりましたけれども、この予算特別委員会を通して、小学校適正配置の地域の説明会のいろいろな諸問題が指摘されまして、その説明会に関する陳謝が先日の予算特別委員会で行われたと。そうしますと、そこで聞きたいのですけれども、例えば市教委が示した時期よりも万が一遅れた場合、樽病としてはどのような影響があるのか、あるいはまた、市長の大きな公約でございますから、果たしてこの2期目の任期中に何らかの形が市民に対して示

されるのかどうなのか、その辺を1点だけ聞かせてください。

(総務)市立病院新築準備室長

今の場所の関係、それにかかわるスケジュールの関係でございますけれども、候補地の一つになっています。そういう中で、今、教育委員会の方でスケジュールが出されておりますけれども、今回の議会でいろいろな課題が出されている中で、スケジュールが遅れるようなことがあったらということでございますけれども、これについてはやはり委員がおっしゃいますとおり、影響は受けると思うのですけれども、ただ、現在、教育委員会として適正配置実施計画案について地域説明を進めている段階でございますので、病院側としては今後の推移を見守ってまいりたいというふうに現在では考えております。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時30分

再開 午後5時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、若見委員。

若見委員

議案第3号、第4号、第32号は反対、陳情につきましてはすべて採択を主張し討論を行います。

議案第3号と議案第32号は、中央保育所の四ツ葉学園への移譲にかかわってのものです。小樽市として公的責任を放棄することになるものです。議案第32号はそれに伴うものなので、当然反対です。

議案第4号は、交通災害共済の廃止にかかわってのものです。加入率が低下しているというものの、子どもたちを交通事故より守るために始められたものです。加入率はおよそ半減したといっても、果たしている役割は大きいと考えます。

陳情第53号についてですが、小樽市全体の専門病床を増やすことは、今後、当然必要なことと考えます。

陳情第54号についてですが、バスが2路線になること、待ち時間が長いこと、ひいてはお年寄りのふれあいパスの負担増につながるこの事実からいっても、願意は妥当と考えます。

継続審査中の6件は、今まで述べてきたとおり、願意は妥当と考えます。

詳しくは本会議で行います。以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第54号について、採決いたします。

採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立少数であります。

よって、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第44号及び第53号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第33号及び第48号について、一括採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号、第4号及び第32号並びに陳情第7号及び第37号について、一括採決いたします。

議案は可決と陳情は継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、議案第5号について、採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。